

中標津町 ごみ処理基本計画



令和6年6月

中標津町

はじめに

令和3年度に策定された第7期中標津町総合計画において、まちの将来像として示された「空とみどり人が人をつないでいくまち 中標津」の実現に向け、道東の空の玄関口である中標津空港を有する広域的な拠点性をはじめ、酪農を中心とした第1次産業、豊かな自然環境、これらを活かしながら「町民」「団体」「企業」「行政」がつながることにより、町の活気や支え合い、新たな価値の創造などにつなげ、「住みたいまち、住み続けたいまち」に向かっていくことが掲げられています。

こうしたまちづくりを目指す中、清掃事業は住民の日常生活や産業活動において大きな役割を担っており、まちの豊かさの基盤を醸成するために欠かすことのできない行政サービスです。

本町では、収集区域から排出された可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみを収集し、平成14年度からダイオキシン類の排出基準強化にあわせ、焼却処理施設を廃止して、管理型最終処分場において可燃ごみ及び破碎処理した不燃・粗大ごみから資源回収した後の残渣を埋め立て処分していました。平成15年度には、共同可燃ごみ処理施設が稼働するまでの暫定的処置として、可燃ごみを根室市じん芥焼却処理場に焼却委託し、平成16年度からは、中標津町、標津町、羅臼町の3町共同のリサイクルセンターくるっとにおいて、容器包装リサイクル法に基づく資源ごみ処理を行っています。さらに、平成19年度には、中標津町、別海町、標津町、羅臼町で構成する根室北部廃棄物処理広域連合において、可燃ごみの焼却施設が別海町内で稼働し、4町共同による焼却が始まりました。

一方で、世界情勢がグローバリズム化に向かってさまざまな分野で大きく変化を遂げようとしている時代、自然あふれる豊かな環境の維持にとどまることなく、住民生活の質を向上する結果として交流人口の増加や地域経済の振興を図り、地域価値の洗練化と自立を実現していくことが求められています。また、地球温暖化を防止する観点や地球規模における環境保全の視点の重要性に対する認識が広まる中、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ（脱炭素社会）」を目指すことを令和5年3月に宣言しており、地球規模での環境保全を図るため、「脱炭素社会」や「自然共生社会」といった視点からも取組みを進めています。

本町では、平成5年に策定した廃棄物処理基本計画を基に、最終処分場の整備事業に伴い平成11年度に計画を見直し、さらにその5年後である平成16年度には、中標津町ごみ処理基本計画として根室北部廃棄物処理広域連合のごみ処理施設整備計画における数値の採用と実情のデータを踏まえた見直しを行い、平成25年度に実情のデータを踏まえた見直しを行っています。

このような背景や経過を踏まえ、住民による環境に配慮した生活の実践や、事業活動における廃棄物抑制や適性処理・資源再利用の定着などによって、中標津町らしい循環型社会の形成に向けた清掃事業の在り方を示す、新たなごみ処理基本計画の策定を行います。

令和6年6月

中標津町

目 次

はじめに

1. ごみ処理基本計画について.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の位置付け.....	3
(3) 対象区域・計画の範囲・計画期間.....	3
2. 地域特性の整理.....	4
(1) 自然環境（位置、地形、地質、気象等）.....	4
(2) 社会環境（人口、産業、交通、土地利用）.....	6
(3) 将来計画（総合計画等）.....	9
3. ごみ処理の現状把握.....	11
(1) ごみ排出実績.....	11
(2) ごみの排出抑制、資源化.....	11
(3) 収集、運搬.....	12
(4) 中間処理.....	14
(5) 最終処分.....	16
(6) ごみ処理の評価.....	16
4. ごみ処理に関する課題の抽出、整理.....	19
(1) 廃棄物の発生にかかわる課題.....	19
(2) 廃棄物の再生利用にかかわる課題.....	20
(3) ごみ処理における中間処理にかかわる課題.....	21
(4) 最終処分にかかわる課題.....	22
5. 基本方針の設定.....	23
(1) 中標津町における関連施策.....	23
(2) 北海道廃棄物処理計画における目標設定.....	25
(3) 中標津町ごみ処理基本計画における基本方針.....	25
6. ごみの排出量及び処理量.....	27
(1) 行政区域内人口の推計.....	27
(2) ごみ排出量の推計.....	27
7. ごみ処理基本計画.....	29
(1) 排出抑制・資源化計画.....	29
(2) 収集・運搬計画.....	30
(3) 中間処理計画.....	31
(4) 最終処分計画.....	31
(5) その他の計画（ごみ排出の抑制のための方策に関する事項）.....	32



1. ごみ処理基本計画について

(1) 計画策定の趣旨

国は平成 5 年に環境基本法を定め、これに基づき、我が国全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として環境基本計画を定めている。さらに、平成 12 年には循環型社会の形成に関する施策を循環型社会形成推進基本法として定め、この施策を総合的かつ計画的に進めるために循環型社会推進基本計画を定めている（平成 12 年）。

第 4 次循環型社会推進基本計画（平成 30 年 6 月）においては、環境問題の重要性がますます高まっている中、環境保全を前提とした循環社会の形成を軸に、低炭素社会・自然共生社会の取組みとの統合、地域循環圏の構築を推進している。この中で、市町村は地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすこと、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められている。また、循環型社会形成に関する取組指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が設定されている。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、廃棄物処理法基本方針が定められている。同方針において、廃棄物の排出を抑制（リデュース）した上で、廃棄物となったものは不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）・熱回収の順に、できる限り循環的な利用を行い、循環的利用を徹底した上でなお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としている。

こうした方針を実施することを目的として、廃棄物処理法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、廃棄物等の適正な循環的利用や適正な処分のための施設等の計画的な整備について、廃棄物処理施設整備計画（令和 5 年 6 月）が定められている。

このほか、食品小売業、外食産業等の食品関連事業者がその一般廃棄物である食品廃棄物の再生利用、収集運搬を廃棄物処理業者等に委託して行う場合に関わる、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）や、食品ロスの削減の推進に関する法律、市町村以外の者が一般廃棄物の再生利用等の処理を行う場合について定めた個別リサイクル法がある。

以上のような国の法令および方針等に則って、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項の規定により、都道府県は区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定める義務を有している。北海道においても同計画（令和 2 年 3 月）によって、一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項や一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項を定めている。

市町村において策定する一般廃棄物処理計画は、北海道廃棄物処理計画と法令上は直接関係を有するものではないが、両計画は整合性の取れたものとするのが求められている。

以上を踏まえ、本町では、「廃棄物処理法」に則って定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、平成 12 年に「中標津町ごみ処理基本計画」を策定している。平成 17 年と平成 26 年に見直しを実施して、本町におけるごみ処理に関する方向性を示し、ごみ処理の適正化を進めてきたところである。

前計画の最終年度を迎え、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、地域環境の保全に向けた地域のごみ処理のみならず、地球温暖化防止や地球規模における環境保全を見据えた長期的・総合的視点に立った新たなごみ処理計画を策定する。

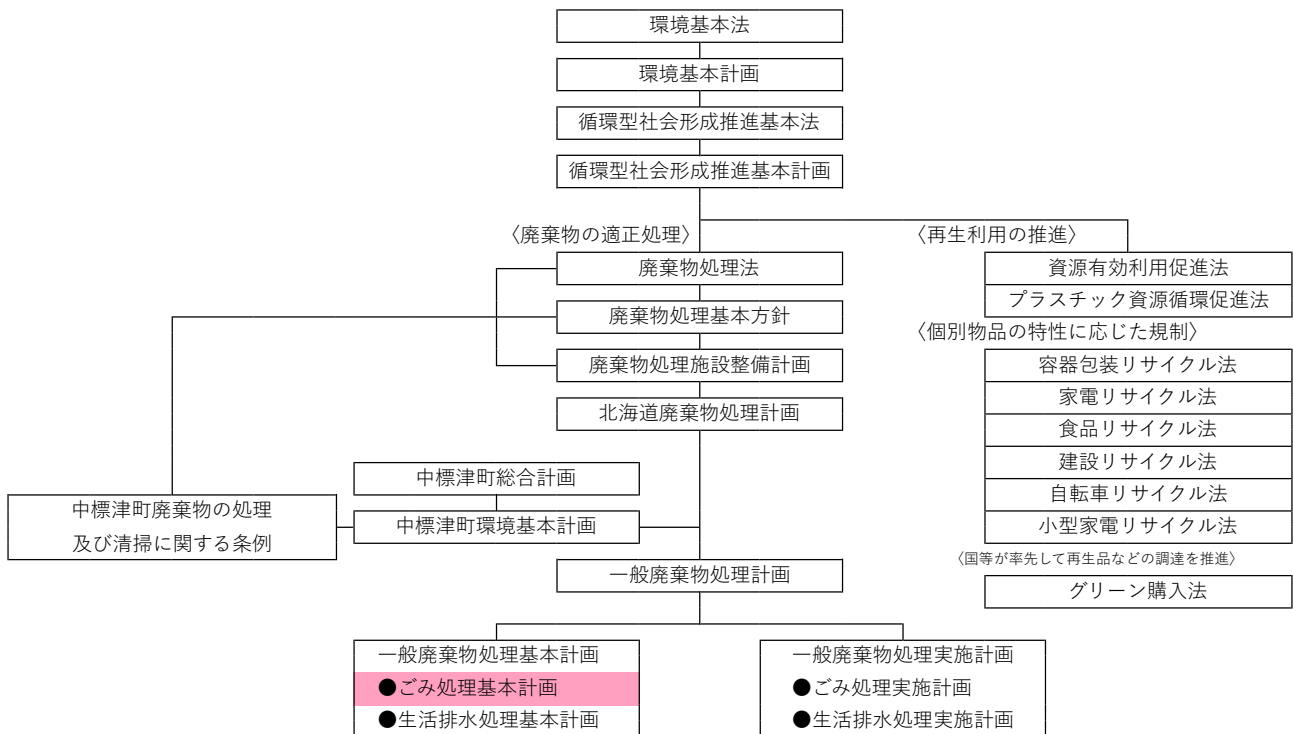


図 1-1 ごみ処理基本計画に関わる法令および法定計画との関係

策定においては以下に掲げる基本を押さえ、現計画を踏襲しつつ見直しを行い、町民、事業者、行政の関係機関が取り組むべき方針や必要な指標を掲げるものとする。

■中標津町 ごみ処理基本計画における観点

①ごみ排出量の抑制と廃棄物による環境負荷の低減

できる限りごみの排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境負荷の低減に配慮する

②循環的な利用の推進と分別の徹底

再使用・再生利用・熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、そのために必要なごみの分別収集を徹底する

③最終廃棄物の適正処分の確保

廃棄物の排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保する

なお、策定に当たっては、平成19年6月に国が提示している「一般廃棄物会計基準」「市町村における循環社会に向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」に則って、本町のごみ処理事業の経過や実情に沿った計画とする。



(2) 計画の位置付け

本町では、まちづくり全般における構想や方針を第7期中標津町総合計画において定めている。

本計画は総合計画との整合性を保つとともに、環境基本法による法定計画として位置づけられる中標津町環境基本計画、さらに廃棄物処理法等に則って定めた「中標津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に関わるものとして位置づける。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されている。

一般廃棄物処理計画はごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されている（図1-1参照）。本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、本町に策定が義務付けられている一般廃棄物処理計画における一般廃棄物処理基本計画のうち、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものである。

(3) 対象区域・計画の範囲・計画期間

本計画の対象区域は、中標津町全域とする。

計画の範囲は、中標津町・標津町・羅臼町の3町共同のリサイクルセンターくるとで行う容器包装リサイクル法に基づく資源ごみ処理、中標津町、別海町、標津町、羅臼町で構成する根室北部廃棄物処理広域連合における可燃ごみ焼却、さらに最終埋め立て処分を含めた、可燃ごみ（収集および直接搬入）、不燃ごみ（収集および直接搬入）、粗大ごみ（収集および直接搬入）、資源ごみ（収集および直接搬入）、危険ごみ（収集および直接搬入）および処理過程で発生する残渣である。

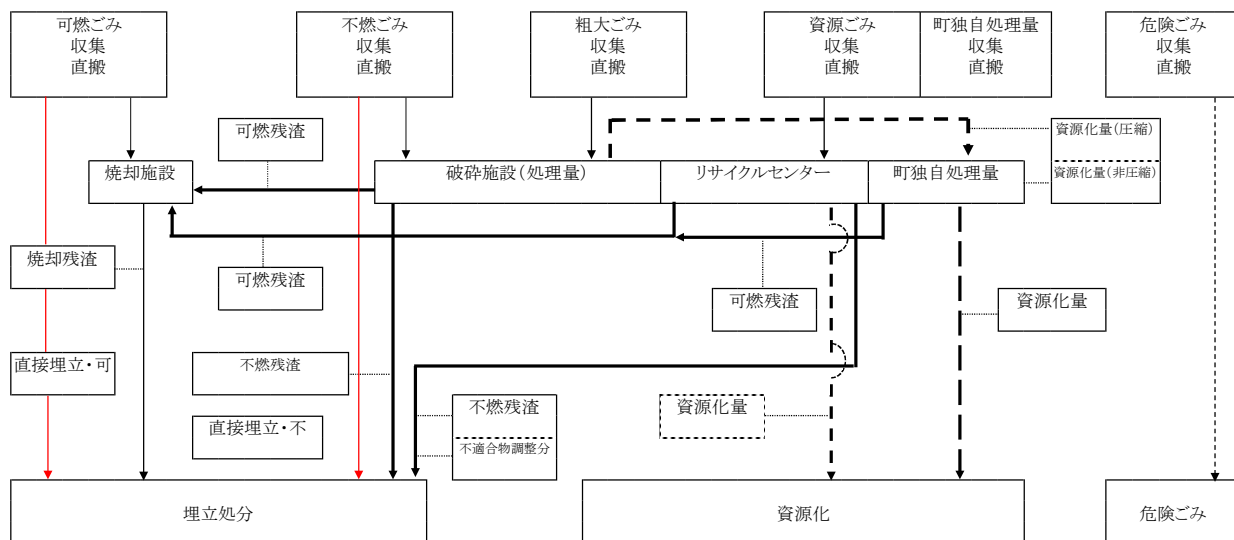
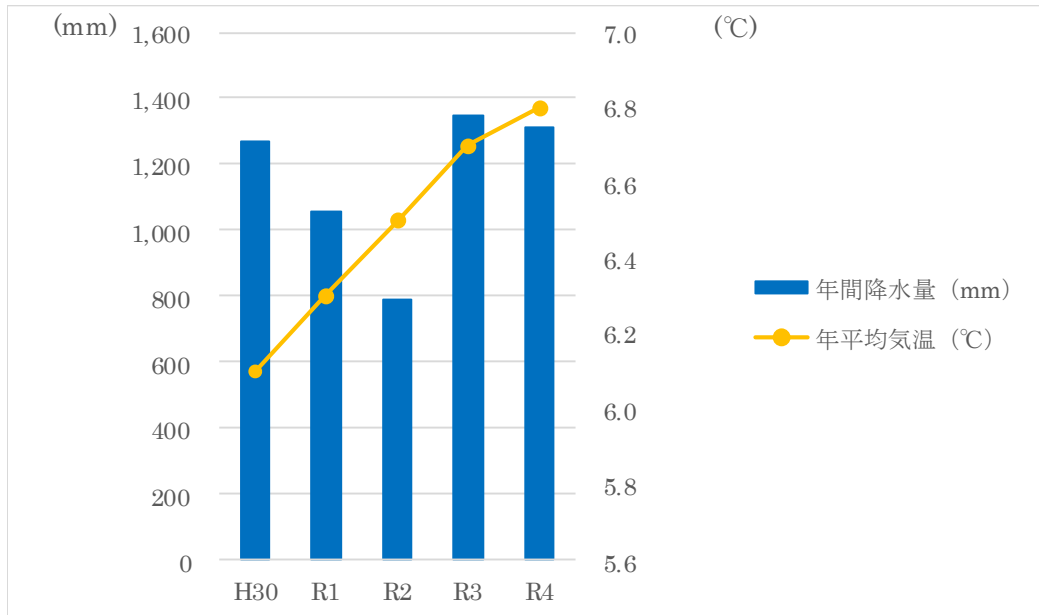


図 1-2 中標津町 ごみ処理基本計画の範囲

計画期間は、令和6年度から10年間とし、令和15年度を最終計画年度とする。なお、国の施策や社会情勢の変化など計画策定の前提となっている諸条件の変動を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとする。



	H30	R1	R2	R3	R4	平均
年平均気温 (°C)	6.1	6.3	6.5	6.7	6.8	6.5
年間降水量 (mm)	1,267.5	1,056.0	790.0	1,346.0	1,311.0	1,154.1
日照時間 (h)	1,774.0	1,932.5	1,739.4	1,547.1	1,695.2	1,737.6
平均風速 (m/s)	2.2	2.2	2.1	2.4	2.4	2.3
最深積雪 (cm)	65.0	61.0	81.0	58.0	76.0	68.2

図 2-2 最近5年間の気温と降水量(気象庁 気象統計資料)

また、気象庁の1991年から2020年までの月別の平年値では、12月から3月までの冬季は氷点下の気温となり、夏場の8月の平均気温が18℃程度、冬の1月、2月の平均気温は-6.5℃前後となっている。

統計期間 1991年～2020年

要素	降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速
	(mm)	(°C)	(°C)	(°C)	(m/s)
1月	44.0	-6.6	-1.6	-13.2	2.1
2月	32.0	-6.5	-1.3	-13.6	2.2
3月	57.5	-2.0	2.5	-7.8	2.5
4月	84.2	3.6	9.1	-1.4	2.7
5月	107.5	8.9	15.0	3.7	2.8
6月	103.9	12.6	18.0	8.3	2.3
7月	121.6	16.4	21.4	12.7	2.1
8月	175.5	18.3	22.9	14.7	2.1
9月	177.2	15.7	20.6	11.0	2.0
10月	134.1	9.7	15.2	4.0	2.2
11月	80.5	3.0	8.1	-2.5	2.3
12月	65.8	-3.7	1.1	-9.6	2.2
年	1,183.8	5.8	10.9	0.5	2.3

表 2-1 気象に関わる月別平年値



(2) 社会環境（人口、産業、交通、土地利用）

1) 人口・世帯

本町の世帯・人口の動向は次表に示すとおりであり、人口の推移は昭和25年に町制を施行して以来、平成22年まで増加し、以降はゆるやかに減少傾向を示している。

また、世帯数については人口が減少した年でも増加していることから、単身世帯の転入や核家族化が進行していると推察される。

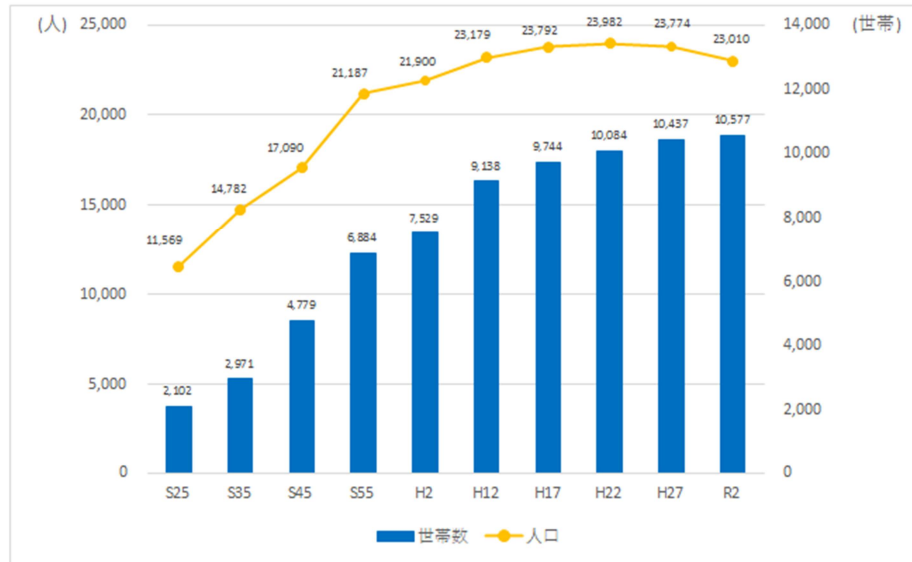


図 2-3 中標津町の世帯数・人口の動向(国勢調査)

調査年度	世帯数	増減	人口	増減
【国勢調査での推移】				
1950年(昭和25年)	2,102	-	11,569	-
1960年(昭和35年)	2,971	869	14,782	3,213
1970年(昭和45年)	4,779	1,808	17,090	2,308
1980年(昭和55年)	6,884	2,105	21,187	4,097
1990年(平成2年)	7,529	645	21,900	713
2000年(平成12年)	9,138	1,609	23,179	1,279
2005年(平成17年)	9,744	606	23,792	613
2010年(平成22年)	10,084	340	23,982	190
2015年(平成27年)	10,437	353	23,774	-208
2020年(令和2年)	10,577	140	23,010	-764
【住民基本台帳人口(12月末)】				
2014年(平成26年)	10,989	29	24,205	-108
2015年(平成27年)	11,042	53	24,062	-143
2016年(平成28年)	11,084	42	23,887	-175
2017年(平成29年)	11,121	37	23,661	-226
2018年(平成30年)	11,201	80	23,493	-168
2019年(令和元年)	11,291	90	23,392	-101
2020年(令和2年)	11,319	28	23,203	-189
2021年(令和3年)	11,386	67	22,978	-225
2022年(令和4年)	11,456	70	22,729	-249
2023年(令和5年)	11,459	3	22,440	-289

表 2-2 中標津町の世帯数・人口の動向(国勢調査・住民基本台帳)



2) 産業

本町の産業別就業人口は、次図に示すとおりであり、令和2年度に実施された国勢調査結果からみると、第3次産業の割合が67.9%と高く、次いで第2次産業（18.6%）、第1次産業（13.3%）の順となっている。第1次産業においては、農業、林業、漁業の全てにおいて就業する人口が増加している。

また、第2次産業においては、建設業の令和2年度の実業人口が1,496人と20年前の平成12年度から大きく減少している。

本町は農業を中心とする第1次産業を産業の中心とし、それを取り巻く他の産業が関連しあって発展してきたところであるが、近年のIT化やAI化、産業構造や国の経済政策の変化、さらには少子高齢化等により、各産業における「人手不足」等が懸念される。

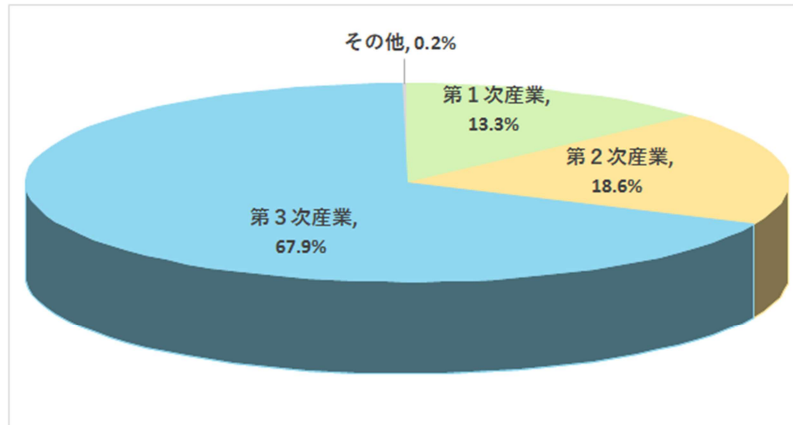


図 2-4 令和2年度 産業別就業人口割合

区 分	産 業	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年 割合
第1次産業	農 業	1,424	1,428	1,485	1,479	1,567	12.5%
	林 業	166	54	59	45	70	0.6%
	漁 業	28	29	23	29	32	0.2%
	小 計	1,618	1,511	1,567	1,553	1,669	13.3%
第2次産業	鉱 業	43	25	8	13	14	0.1%
	建 設 業	2,169	1,827	1,448	1,502	1,496	12.0%
	製 造 業	714	769	723	937	814	6.5%
	小 計	2,926	2,621	2,179	2,452	2,324	18.6%
第3次産業	電 気 ガ ス 熱 供 給 水 道 業	80	72	77	82	76	0.6%
	情 報 通 信 業	-	-	49	42	35	0.3%
	運 輸 業、郵 便 業	-	-	609	518	536	4.3%
	(運 輸 通 信 業)	692	608	-	-	-	-
	卸 売 業、小 売 業	-	-	2,245	2,287	2,249	18.0%
	(卸 売 業、飲 食 店)	3,043	3,369	-	-	-	-
	金 融 保 険 業	252	222	262	233	212	1.7%
	不 動 産 業	35	35	121	167	169	1.3%
	学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	-	-	433	393	420	3.4%
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	-	-	847	828	767	6.1%
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	-	-	463	468	456	3.6%
	教 育、学 習 支 援 業	-	-	666	689	720	5.8%
	医 療、福 祉	-	-	950	1,069	1,116	8.9%
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	-	-	298	385	401	3.2%
	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	-	-	882	914	892	7.1%
	(サ ー ビ ス 業)	3,606	3,859	-	-	-	-
	公 務	402	410	482	460	447	3.6%
	小 計	8,110	8,575	8,384	8,535	8,496	67.9%
そ の 他 (分 類 不 能 の 産 業)		17	9	175	75	21	0.2%
合 計		12,671	12,716	12,305	12,615	12,510	100.0%

※平成22年から第3次産業の分類が細分化されている。

表 2-3 令和2年度 産業別就業人口割合



今後、農業生産基盤の一層の充実、担い手の育成・確保をはじめ、情勢の変化を踏まえた支援施策を行なうことで、農業の充実に努めるとともに、林業の振興、商業集積の促進、既存企業への支援、新規企業の立地促進、観光・交流機能の創出とともに、各産業が連携した6次産業化を推進し、力みなぎる産業の構築を目指していく。

3) 交通

本町は根室振興局内陸部の中核都市として位置づけられ、交通網もハブ的な機能を有している。

中標津空港は道東の空の玄関口としてジェット化空港に整備され、札幌から60分、東京からは100分で結ばれている。

周辺地域と結ぶ道路網は、国道272号線を主軸に道道、町道が連動して交通の要衝となっている。

バス交通は、市街地と郊外を結ぶ町有バス（俣落線、武佐線、養老牛線）、市街地を循環する路線バス、羅臼や根室、釧路方面を結ぶ路線バスが運行している。

年 度	札幌便	東京便	合 計
	搭乗者数	搭乗者数	
平成24年	98,815	90,148	188,963
平成25年	101,830	90,385	192,215
平成26年	102,249	92,281	194,530
平成27年	103,306	92,161	195,467
平成28年	106,096	89,815	195,911
平成29年	110,826	88,413	199,239
平成30年	110,224	86,498	196,722
令和 1年	108,825	86,439	195,264
令和 2年	52,765	6,649	59,414
令和 3年	58,124	24,322	82,446

表 2-4 中標津空港利用状況(空港対策室)

道路種別	総 数		舗 装 道	
	路 線 数	延 長 (m)	延 長 (m)	舗装率 (%)
総 数	657	809,910	543,068	65.25
国 道	1	21,074	21,074	100.00
道 道	14	149,145	149,129	99.90
町 道	642	639,691	375,989	60.30

※令和3年4月1日現在

表 2-5 中標津町 道路の状況(管理課)

4) 土地利用

本町の土地課税台帳における地目別土地利用状況は、次表のとおりである。地目別構成割合をみると畑が60%以上を占め、宅地は2.5%と低い割合である。



区分\地目	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
面積 (km ²)	234.61	9.75	0.13	47.90	17.06	29.48	10.86	29.45	379.24
構成比 (%)	61.86%	2.57%	0.03%	12.63%	4.50%	7.77%	2.87%	7.77%	100.00%

※面積は土地課税台帳に登録されている土地のうち、総評価価値面積と非課税地積を合計したもの。

資料：第130回（令和3年）北海道統計書

表 2-6 地目別土地利用面積(令和3年)

(3) 将来計画（総合計画等）

「第7期中標津町総合計画」における町の将来像として、道東の空の玄関口である中標津空港を有する広域的な拠点性をはじめ、酪農を中心とした第1次産業、豊かな自然環境、これらを活かしながら「町民」「団体」「企業」「行政」がつながることにより、町の活気や支え合い、新たな価値の創造などにつなげ「住みたいまち、住み続けたいまち」に向かっていくことを掲げている。

基本目標1 つながりが未来を築くまちづくり（行財政分野）

基本目標2 安心と生きがいを感じるまちづくり（健康・福祉・子育て分野）

基本目標3 産業の力みなぎるまちづくり（経済・産業分野）

基本目標4 住みやすいまちづくり（都市基盤・生活環境分野）

基本目標5 郷土愛あふれるまちづくり（教育・文化分野）

①将来指標

全国的に少子高齢化や人口減少が急速に進む中、本町が活力を維持していくためには人口の維持が必要であり、転出者の抑制と、転入者・出生者数の増加を目指し、計画期間の最終年度となる令和12年度において、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を上回る人口を目指す。

目標年度の総人口は22,000人を目標値とし、14歳以下の年少人口を2,500人（11.4%）、15～64歳の生産年齢人口を12,400人（56.3%）、65歳以上の老年人口を7,100人（32.3%）と設定している。

②土地利用の方針

計画的な土地利用を推進するため、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画などの土地利用関連計画との整合を図り、4つのゾーンを設定し、その基本的な整備方針を以下のとおり定める。

(1) 市街地ゾーン

町の市街地については、コンパクトな市街地の形成を基本に、景観に配慮した生活環境・基盤整備などを進め、快適で安全・安心な居住空間としての機能の一層の強化を図るとともに、商業・工業機能の強化を進め、人々が集う魅力ある市街地環境づくりに努めます。

(2) 農業ゾーン

町全域に広がる農用地については、優良農地の保全及び有効利用を進め、本町の基幹産業を支える生産性の高い農用地として持続的な活用を図ります。

また、自然環境と共生する快適でゆとりある住環境の創出に向け、農村環境の整備を図ります。

(3) 森林ゾーン

森林については、将来にわたって適正に管理され、水源のかん養や山地災害の防止、環境の保全などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、計画的な森林整備を促進します。

(4) 観光・交流ゾーン

中標津空港、開陽台、養老牛温泉、道立ゆめの森公園、緑ヶ丘森林公園など観光・交流の拠点となる施設の周辺地域については、自然環境との調和を基本に、観光・交流空間としての魅力の向上に努めます。

表 2-7 町内における土地利用のゾーニング(第7期中標津町総合計画より抜粋)



また、このうち一般廃棄物に関する生活環境の基本的な考え方は、次のとおりである。

③住環境

市街地内の成熟した住環境の中にも、移住・定住施策と連携しながら、ゆとりある空間を生かした良好な住宅地の形成を推進する。

また、長期に渡り安心して、快適に暮らせる住環境の実現を目指すとともに、官民連携による空き家・空き地の発生予防や利活用を推進する。

④上下水道

信頼される水道水供給のため、安全確実な施設の維持管理と水質管理を実施するとともに、終末処理場の負担軽減や環境負荷の低減を図り、計画的かつ効率的で災害に強い施設の更新・再整備を行う。

また、料金等の納入方法や諸手続きの改善など、サービス向上を図るとともに、持続可能な事業経営に向けた健全財政の推進を図る。

⑤道路・交通網

高規格道路の早期整備を促進するとともに、町道などの計画的な整備と維持管理を図り、道路周辺環境整備を含めた、安全な道路環境の維持管理に努める。

地域交通については少子高齢化社会を見据えたあり方について、効率的・効果的な運行体制の推進を検討する。

航空ネットワークは、北海道をはじめ関係する市町と連携を取りながら積極的なPR活動などにより中標津空港の利用促進を図る。

⑥循環型社会（ごみ処理）

廃棄物の適正処理、再利用を促進するとともに、ごみの減量化及び資源物の分別徹底によるリサイクルを推進し、循環型社会の形成に取り組む。また、不法投棄対策については、警察や町内会等と連携した巡視パトロール等を実施し抑止力を高めることとしている。

⑦コミュニティ

町民側の視点に立ったわかりやすい情報発信や情報を受け取る側の意識の醸成による情報共有を推進するとともに、地域の総意を代表する町内会の加入促進を図るなど、ともに支え合い助け合う地域コミュニティの活性化を図る。

⑧防災

災害に対する町民意識の高揚や自助・共助・公助の有機的な連携により、地域防災の向上を図るとともに、大規模自然災害などから町民の生命・財産を守るため、本町の強靱力を推進する。

⑨環境保全（ゼロカーボン）

中標津町ゼロカーボンシティ宣言などに基づき環境保全に向けた取組みを進めるとともに、町民や事業者が地球温暖化に対する認識を深め、温室効果ガスの排出を抑制する取組みを促進する。



3. ごみ処理の現状把握

(1) ごみ排出実績

ごみの排出量の実績及びその性状に関するデータについて、過去10年間の実績を整理し、排出動向を把握する。

本町のごみ排出は、総量として減少傾向にあるが、今後も引き続きごみ減量について理解促進を図る必要性があると考えられる。

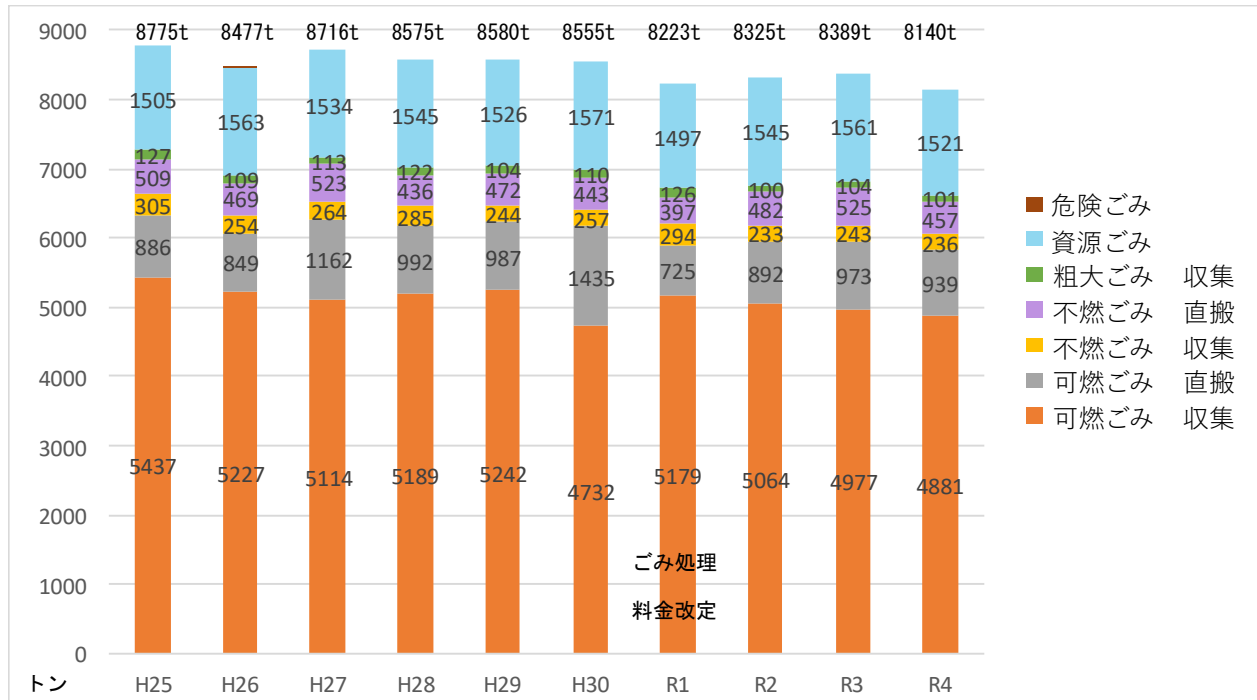


図 3-1 中標津町 運搬種別 ごみ受け入れ量 推移

(2) ごみの排出抑制、資源化

本町の資源ごみは、根室北部廃棄物処理広域連合で運営するリサイクルセンターくるっとにおいて、空缶選別圧縮機、ペットボトル圧縮梱包機、その他プラスチック等圧縮梱包機、トレー・発泡スチロール減容機等を用いて、資源化处理を行っている。

資源化量は、おおむね170グラム前後で推移しており、資源化量が最も多いものには、段ボール、新聞、雑誌といった紙類が多く、ペットボトル、プラスチック製容器包装と続く。

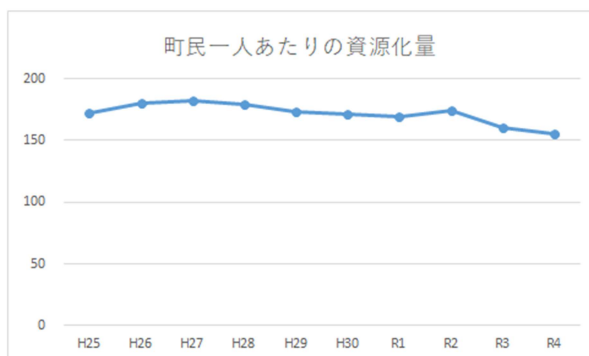


図 3-2 町民一人あたりの資源化量(単位:グラム)

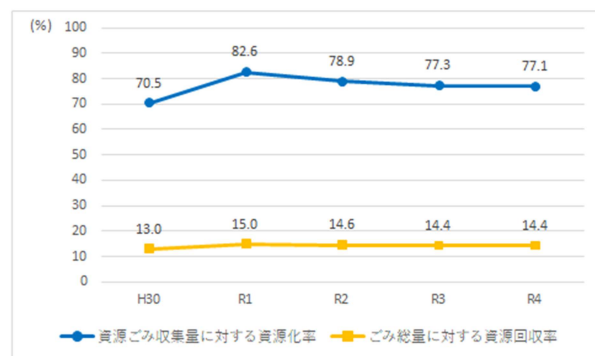


図 3-3 資源ごみ収集量およびごみ総量に対する資源化率(重量ベース)



施設名	根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンター くるっと
所在地	北海道標津郡中標津町東当幌6番地11
処理能力	資源ごみリサイクルセンター 4.9t/日 (5h)
	缶缶選別圧縮設備
	ペットボトル圧縮梱包設備
	その他プラスチック等圧縮梱包設備
	トレイ・発泡スチロール減容設備
敷地面積	8,490 m ²
延床面積・構造	1,398 m ² 鉄骨造一部二階建

表 3-1 根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターくるっと 施設の概要

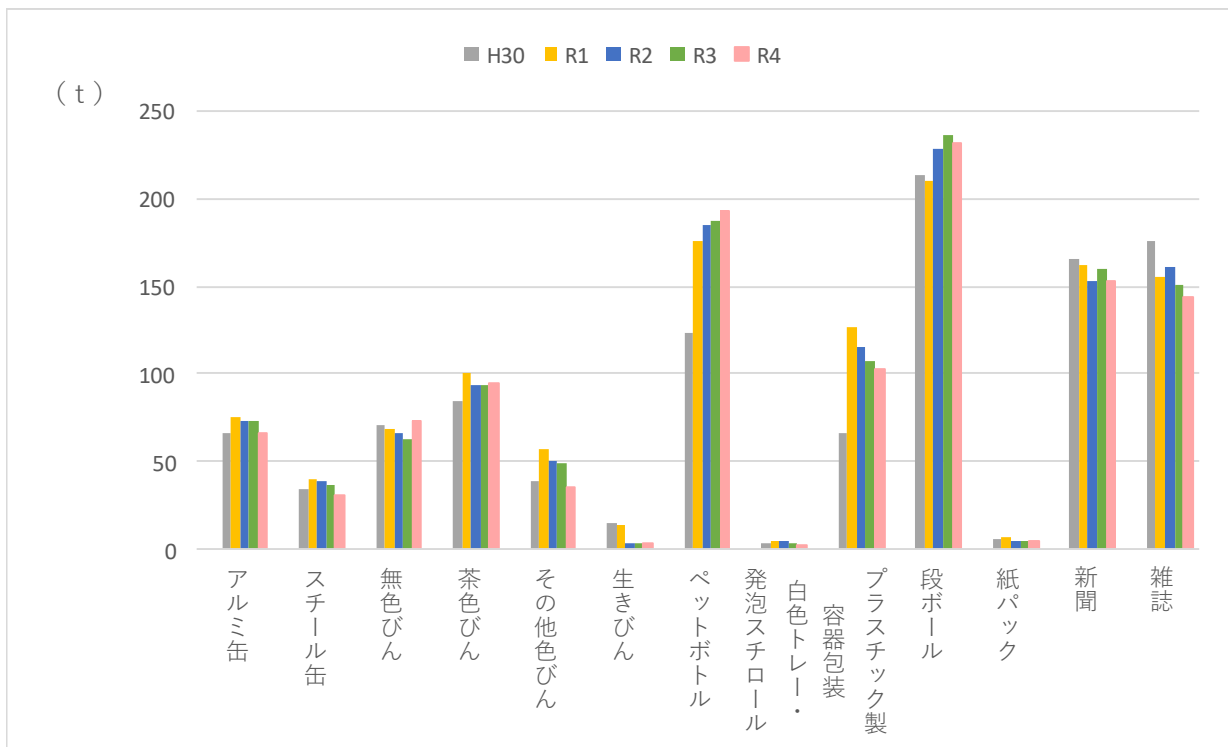


図 3-4 中標津町における資源ごみ引き渡し量の実績 年次推移 平成30年～令和4年(リサイクルセンター実績より)

図 3-3 に示している令和4年度の資源化率は、資源ごみ量に対して約77%、ごみ総量に対して14.4%と、いずれも令和元年度から減少しており、今後、資源化に対する更なる啓発が求められる。

(3) 収集、運搬

1) 収集・運搬の現況

中標津町内の収集・運搬は、次のような体制で実施されている。

- ①計画処理区域面積：684.87 km
- ②計画処理区域内人口：22,346人（令和6年2月末時点）
- ③収集運搬体制：委託（詳細別表）



収集車種	台 数	収集人員
プレスパッカー車 (うち 1 台資源回収専用)	4 台 2 t ~ 2.5 t	車両 1 台につき 運転手 1 名 作業員 2 名
資源回収専用車	2 台	車両 1 台につき 運転手 1 名 作業員 1 名
ダンプ車	1 台	車両 1 台につき 運転手 1 名 作業員 1 名

④収集ごみの分別形態：可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、危険ごみ

⑤収集方式：ステーション方式（白樺町内会、計根別地区、郡部地区）

指定路線戸別収集方式（上記以外）

⑥収集頻度：

地 区	種 類	回 数
中標津市街地 計根別市街地	可燃ごみ	2 回/週
	不燃ごみ・粗大ごみ	1 回/2 週
	資源ごみ・危険ごみ	1 回/週
郡部地区	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・危険ごみ	1 回/週

⑦収集・運搬時間帯：8：30～16：10（最終処分場については 10：00～17：00 まで受け入れ）

⑧容器指定：町指定のごみ袋（資源ごみは透明または半透明の袋を使用）

2）ごみ収集手数料

①収集手数料（令和元年 10 月 1 日改定）

種 別	区 分	金 額	
一般家庭ごみ (戸別収集)	可燃ごみ	5ℓ	22 円
		10ℓ	42 円
		20ℓ	82 円
		40ℓ	162 円
	不燃ごみ	10ℓ	42 円
		20ℓ	82 円
40ℓ		162 円	
事業所・商店用 (戸別収集)	可燃ごみ	20ℓ	164 円
		40ℓ	324 円
	不燃ごみ	20ℓ	164 円
		40ℓ	324 円
粗大ごみ (戸別収集)		1 枚	220 円

②最終処分場への直接搬入料金（令和元年 10 月 1 日改定）

区分		容量	料金
一般家庭	可燃ごみ	10kg につき	90 円
事業所	不燃ごみ	10kg につき	180 円
			※当分の間 130 円
資源ごみ・紙類（新聞・雑誌類・段ボール）			無料

③収集ごみの区分および内容

収集ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ、危険ごみそれぞれについて細分化し、冊子を作成して町内各住戸に配布するとともに、転入者にも配布している。（表 3-2）



燃やせる ごみ	生ごみ: 残飯、茶殻、貝殻など 紙類: 紙くず、紙おむつ、シュレッダーごみなど 草・木類: 小枝、花、雑草など 革製品・ゴム製品: 長靴、ベルト、かばん、革靴、スニーカー、ホースなど 布類: 衣類、タオル、繊維類など 容器包装以外のプラスチック製品: C D、D V D 、プラスチック製のおもちゃ、プラスチック製の洗面器など その他: ペットのフン、ペットの砂など
燃やせない ごみ	陶器・ガラス製品: 食器、コップ、植木鉢、電球など 金属類: なべ、フライパン、やかん、包丁など 小型家電製品: アイロン、ドライヤー、ポット、電子レンジ、電話機、掃除機、ビデオデッキなどの小型家電
粗大ごみ	机、タンス、いす、じゅうたん、ふとん、テーブル、ソファ、マットレス、自転車など ※指定ごみ袋から「はみ出す」もの ※指定袋に入れてしばらく口を持った時に持ち上げられない重さのもの ※指定袋に入れて重さで袋が裂けてしまうもの
資源ごみ	【戸別収集】 ①プラスチック製容器包装: スナック菓子、インスタントラーメンなどのポリ袋・ラップ類、シャンプー・洗剤などのボトル類 生卵などのパック類、コンビニ弁当、総菜などの色つきトレイ類、マヨネーズ、ケチャップなどの容器類 ペットボトルのキャップ、ラベル、くだものなどのネット類 ②缶類: ジュース・ビールの缶、お菓子の缶、缶詰、のりの缶など ③びん類: ジュース・お酒・調味料・化粧品等のびん ④ペットボトル: ジュース・焼酎・しょうゆなどの調味料等のペットボトル ⑤発泡トレイ・発砲スチロール: (どちらも白のみ) ⑥紙製容器包装: 菓子、ティッシュ、洗剤などの紙箱類、アイス・ヨーグルトなどの紙カップ類 中が銀色の紙パック類など ⑦紙パック: 牛乳、飲むヨーグルトなどの中が白色の紙パック 【集団回収】 ①新聞 ②雑誌類 雑誌、週刊誌、チラシ、パンフレット、マンガ、電話帳、文庫本、コピー用紙、上質紙、封筒、カレンダー、名刺、 メモ用紙、紙切れなど ③段ボール
危険ごみ	乾電池、蛍光管、ライター、スプレー缶、水銀体温計、カセットボンベ、ビデオテープ、カセットテープ

表 3-2 収集ごみの区分および内容

(4) 中間処理

1) 中間処理施設の現況

収集したごみの中間処理として、収集及び直接搬入された粗大ごみ・不燃ごみの破碎処理と、焼却を行っている。破碎処理施設の概要を別表に示す。

項 目	
所 在 地	標津郡中標津町東当幌 6 番地 11
破碎処理施設面積	469.23 m ² (延床面積 647.71 m ²)
処理能力	10 t / 5 h × 1 基
破碎機形式	横型高速回転破碎機
運転方式	受入ホッパー直接投入方式
選別方式	磁選機にて鉄分改修
集塵設備	サイクロン・バグフィルター
貯留設備	貯留ホッパー
着 工	平成 13 年 5 月
竣 工	平成 14 年 11 月
処理対象物	収集不燃ごみ・粗大ごみ、直接搬入不燃ごみ・粗大ごみ
運転管理体制	委託

表 3-3 破碎処理施設の概要



項 目		
所 在 地		北海道野付郡別海町別海 13 番地の 5
施設規模		62t/24h (31t/24h×2 基)
炉形式		流動床式ガス化溶融炉
建 築 面 積	施設本体	4,605.52 m ²
	スラグ スtockヤード棟	384.42 m ²
	廃ラップストックヤード棟	495.36 m ²
	車庫棟	30.80 m ²

表 3-4 焼却処理施設

2) 破砕処理の実績

破砕処理施設の処理実績は過去 10 年間に於いておおむね横ばい傾向にあるため、ごみ減量について理解促進を図る必要性があると考えられる。

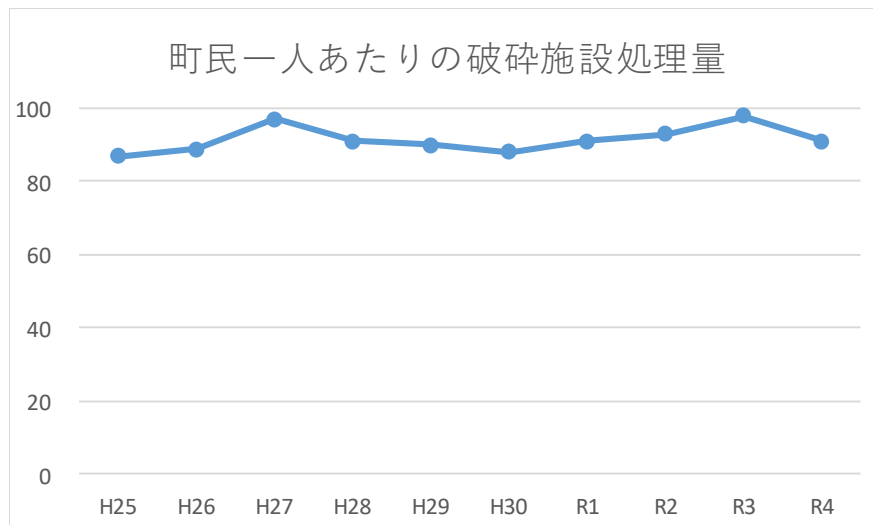


図 3-5 破砕処理施設 処理量の推移(単位:グラム)

3) 焼却施設の実績

焼却施設の実績は過去 10 年間でばらつきがある。

焼却は根室北部広域ごみ処理施設において行われており、同施設では、流動床式ガス化溶融炉によって高温でごみを処理し、ダイオキシン類などの有害物質の排出量が少なく、リサイクルに適した鉄・アルミ・スラグが回収できるシステムとなっている。

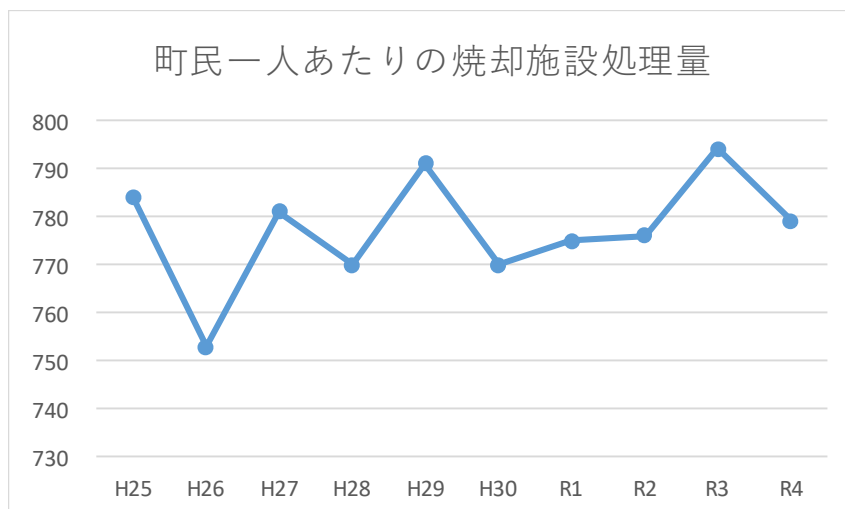


図 3-6 焼却施設 処理量の推移(単位:グラム)



(5) 最終処分

最終処分は町内の一般廃棄物最終処分場において行われており、処分量は平成 25 年度をピークに減少し、おおむね 100 グラムを切る状況が続いている。

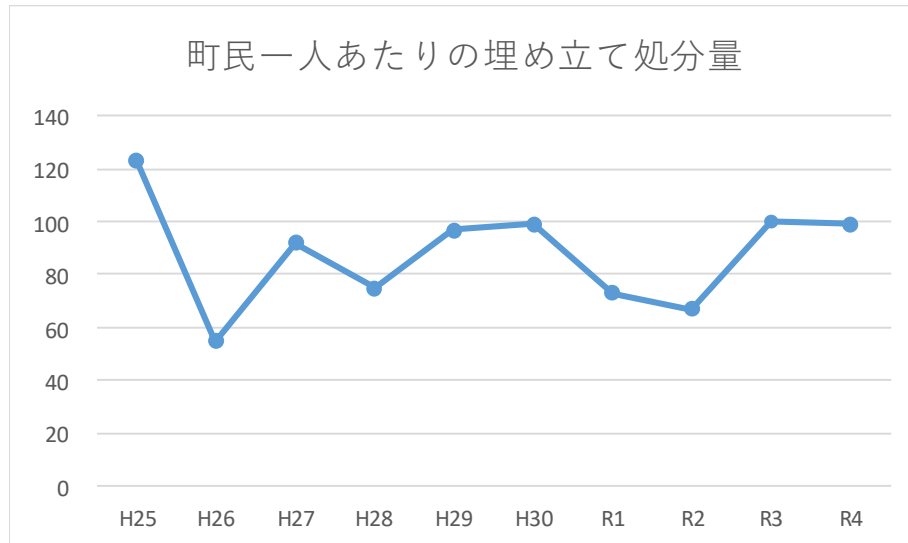


図 3-7 最終処分(埋立) 処分量の推移(単位:グラム)

(6) ごみ処理の評価

本町におけるごみ処理の評価は、表 3-5 に示したごみ排出量の原単位において、環境負荷をできる限り低減する循環型社会づくりの観点から見た項目として表 3-6 に示した主に北海道廃棄物処理計画の平成 29 年度実績値と令和 6 年度目標値の数値をもとに行う。

年度			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口 (人)			24,313	24,205	24,062	23,887	23,661	23,493	23,392	23,203	22,978	22,729
原 単 位 (g)	可燃ごみ	収集	613	592	582	595	607	552	607	598	593	588
		直搬	100	96	132	114	114	167	85	105	116	113
		合計	713	688	714	709	721	719	692	703	709	701
	不燃ごみ	収集	34	29	30	33	28	30	34	28	29	28
		直搬	57	53	60	50	55	52	46	57	63	55
		合計	91	82	90	83	83	82	80	85	92	83
	粗大ごみ	収集	14	12	13	14	12	13	15	12	12	12
		直搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	14	12	13	14	12	13	15	12	12	12
	資源ごみ	収集	150	168	170	167	138	163	173	175	179	176
		直搬	20	8	5	10	38	20	2	8	7	8
		合計	170	176	175	177	176	183	175	183	186	184
	危険ごみ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ごみ総量		989	959	993	984	993	998	963	984	1,000	981
	家庭ごみ(想定)量		702	681	705	699	705	709	684	699	710	697
	事業系ごみ(予測)量		287	278	288	285	288	289	279	285	290	284
	焼却施設処理量		784	753	781	770	791	770	775	776	794	779
	焼却残さ		70	28	61	39	67	40	51	42	43	42
	破碎施設処理量		87	89	97	91	90	88	91	93	98	91
	不燃残さ		22	18	21	27	23	47	12	17	9	7
	リサイクルセンター		159	167	164	156	154	152	154	182	186	183
	可燃残さ		4	6	4	6	14	26	15	11	11	10
	不燃残さ		0	0	0	0	0	0	0	3	4	2
	資源化		172	180	182	179	173	171	169	174	160	155
	埋め立て処分		123	55	92	75	97	99	73	67	100	99

表 3-5 中標津町 ごみ排出およびごみ処理の原単位の推移



視点	項目	指標の名称	算出方法・単位	北海道基準値		中標津町	
				H29 平均	R6 目標	R4 実績	評価
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当たり ごみ総排出量	ごみ総排出量÷計画収集人口 ÷365 日=(kg/人・日)	961g	900 g	981g	△
		家庭ごみ※ 人口一人一日 当たり	ごみ収集量 ×0.71 (全国平均家庭ごみ割合) ÷計画収集人口÷365 日 =(kg/人・日)	598g	550g	697g	△
	廃棄物の 再生利用	廃棄物からの 資源回収率	総資源化量÷搬入量 =(t/t)	24.3%	30% 以上	15.7 %	△
	最終処分	廃棄物のうち 最終処分される割合	最終処分量÷総ごみ排出量 =(t/t)	16.9%	20%	10.1%	△
	最終 処分場 残余年数	最終処分量				822 t	
			最終処分残余量÷最終処分量 ÷埋立ごみ比重 (0.8163) = (年)	19.8 年	20 年 程度	28.1 年	○

表 3-6 中標津町 ごみ処理の評価指標

※中標津町では家庭ごみ・事業ごみとしての集計を行っていないため、家庭ごみは全国平均として生活系ごみと事業系ごみの構成比 71:29(令和 3 年度 一般廃棄物処理事業実態調査)を用いて算出した。

令和 4 年度における本町のごみ処理状況は、平成 29 年度実績における北海道平均値ならびに令和 6 年度目標値の双方において、基準値を上回っている。

また、北海道が掲げる家庭ごみの排出量（一人一日あたり）は平成 29 年度実績における北海道平均 598 g に対して 697 g と 16.5%程度上回っており、また、資源回収率の令和 6 年度目標値 30%以上に対しても大きく開きがあることから、ごみの減量ならびに資源化の推進が必要である。

一方、ごみ処理に関わる費用の観点から原単位を算出したのが表 3-7 から表 3-9 である。

		H30	R1	R2	R3	R4
歳入	(1) ごみ処理手数料					
	一般廃棄物処理手数料	90,570,570	96,246,995	107,140,625	106,904,240	105,880,770
	歳入総計(円)	90,570,570	96,246,995	107,140,625	106,904,240	105,880,770
歳出	(2) 収集委託費					
	一般廃棄物収集委託	123,444,000	124,587,000	120,714,000	119,100,300	122,386,000
	(3) 最終処分場運営費					
	最終処分場運転委託	31,320,000	31,609,994	3,190,000	31,900,000	32,956,000
	浸出水処理施設運転委託	6,687,000	8,098,700	8,173,000	8,173,000	10,164,000
	電気保安委託	270,864	215,820	217,800	217,800	217,800
	施設警備委託	507,600	512,292	517,003	517,003	517,000
	消防用設備点検委託	22,896	23,108	23,320	23,320	23,760
	漏水検知システム保守点検委託	721,224	734,580	660,000	660,000	660,000
	前処理委託	789,264	796,572	696,696	696,696	696,696
	広域ごみ処理施設運搬委託	12,571,200	12,687,600	12,687,400	12,687,400	13,464,000
	合計	52,890,048	54,678,666	26,165,219	54,875,219	58,699,256
	(4) 広域連合負担金	454,031,000	468,179,000	470,157,000	424,988,000	417,769,000
	(5) ごみ減量リサイクル促進事業補助金	1,290,000	1,161,000	1,161,000	1,188,000	1,188,000
	歳出総計(円)	631,655,048	648,605,666	618,197,219	600,151,519	600,042,256
	年間処理経費(円)	541,084,478	552,358,671	511,056,594	493,247,279	494,161,486
	人口(人)	23,493	23,392	23,203	22,978	22,729
	人口一人当たりにおける年間処理経費(円/人)	23,032	23,613	22,025	21,466	21,741

表 3-7 ごみ処理にかかる費用 原単位の推移



	H30	R1	R2	R3	R4
資源ごみ割合(資源ごみ量/ごみ総量)	18.4%	18.2%	18.6%	18.6%	18.7%
歳出					
(1) 収集委託費					
資源物回収委託	324,000	327,000	330,000	330,000	341,000
資源物回収委託(郡部)	4,449,600	4,355,640	3,927,000	3,938,000	4,367,000
合計	4,773,600	4,682,640	4,257,000	4,268,000	4,708,000
(2) ごみ減量リサイクル促進事業補助金	1,290,000	1,161,000	1,161,000	1,188,000	1,188,000
(3) 広域連合負担金(リサイクルセンター分)	24,512,088	27,510,200	31,391,428	32,381,136	33,832,060
資源ごみ回収費用(円)	30,575,688	33,353,840	36,809,428	37,837,136	39,728,060
資源ごみ総量(t)	1,571	1,497	1,545	1,561	1,521
資源ごみ1t当たりの回収に要する費用(円/t)	19,463	22,280	23,825	24,239	26,120

表 3-8 資源回収に要する費用 原単位の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
歳入					
(1) ごみ処理手数料					
一般廃棄物処理手数料	90,570,570	96,246,995	107,140,625	106,904,240	105,880,770
歳入総計(円)	90,570,570	96,246,995	107,140,625	106,904,240	105,880,770
歳出					
(2) 収集委託費					
一般廃棄物収集委託	123,444,000	124,587,000	120,714,000	119,100,300	122,386,000
資源物回収委託	4,773,600	4,682,640	4,257,000	4,268,000	4,708,000
合計	128,217,600	129,269,640	124,971,000	123,368,300	127,094,000
(3) 最終処分場運営費					
最終処分場運転委託	31,320,000	31,609,994	3,190,000	31,900,000	32,956,000
浸出水処理施設運転委託	6,687,000	8,098,700	8,173,000	8,173,000	10,164,000
電気保安委託	270,864	215,820	217,800	217,800	217,800
施設警備委託	507,600	512,292	517,003	517,003	517,000
消防用設備点検委託	22,896	23,108	23,320	23,320	23,760
漏水検知システム保守点検委託	721,224	734,580	660,000	660,000	660,000
前処理委託	789,264	796,572	696,696	696,696	696,696
広域ごみ処理施設運搬委託	12,571,200	12,687,600	12,687,400	12,687,400	13,464,000
合計	52,890,048	54,678,666	26,165,219	54,875,219	58,699,256
(4) 広域連合負担金	454,031,000	468,179,000	470,157,000	424,988,000	417,769,000
(5) ごみ減量リサイクル促進事業補助金	1,290,000	1,161,000	1,161,000	1,188,000	1,188,000
歳出総計(円)	636,428,648	653,288,306	622,454,219	604,419,519	604,750,256
最終処分減量に要する費用(円)	545,858,078	557,041,311	515,313,594	497,515,279	498,869,486
最終処分減量(t)	7,708	7,601	7,760	7,549	7,318
最終処分減量1t当たりに要する費用(円/t)	70,817	73,285	66,406	65,905	68,170

表 3-9 最終処分減量にかかる費用 原単位の推移

本町の令和4年度における資源回収および最終処分減量に要する費用は表 3-10 に示す通りとなる。

項目	指標の名称	算出方法・単位	中標津町 R4 実績
費用対効果	資源回収に要する費用	資源回収費÷資源ごみ総量＝円/t	26,100 円
	最終処分減量に要する費用	最終処分減量に要する費用÷最終処分減量＝円/t	68,200 円

表 3-10 中標津町 R4 年度 資源回収および最終処分減量に要する費用の原単位(まとめ)



4. ごみ処理に関する課題の抽出、整理

(1) 廃棄物の発生にかかわる課題

本町の日一人あたりのごみ総排出量は981gであり、北海道が設定する令和6年度目標値900gに対して9%近く上回っている一方で、家庭ごみとして算出した総排出量の71%である695gは、令和6年度目標550gとの比較では26%程度上回っている。

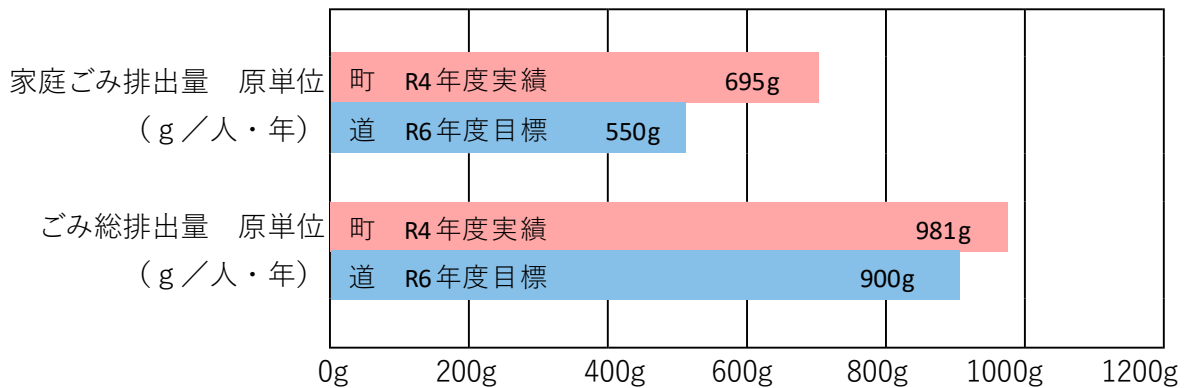


図 4-1 年間における ひとりあたりごみ総排出量・家庭ごみ排出量 北海道目標と中標津町実績値の比較

一方、廃棄物処理に要する費用の観点からは、現在の処理システムにすべて移行された平成20年度が最も費用が安く、以降、現在まで増加傾向にある。

令和元年度には、ごみ処理手数料の改定に伴う説明会を実施した。ごみの排出量は、手数料改定に伴う一時的な駆け込み廃棄により増加したが、翌年度からは説明会の効果もあり減少し、処理経費も抑えられている。

このことから、本町ではごみ排出量を抑制していくことが課題として挙げられ、具体的な対策を講じる必要がある。

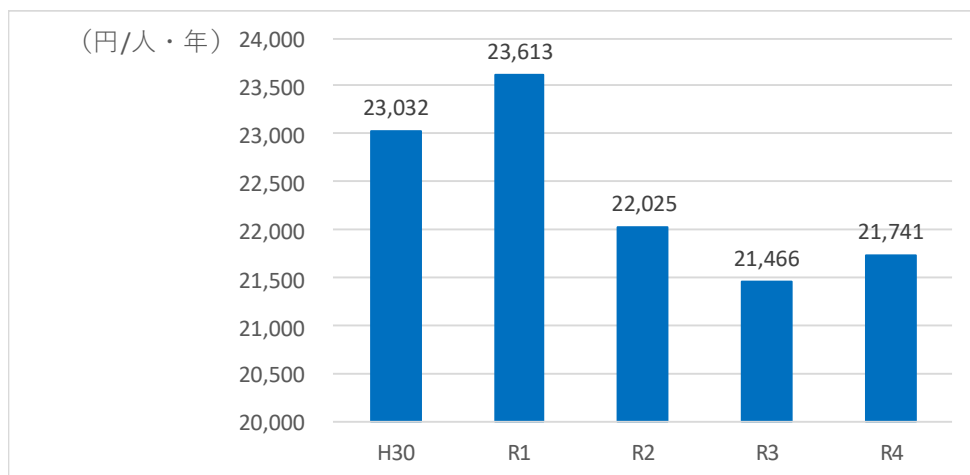


図 4-2 廃棄物年間処理経費

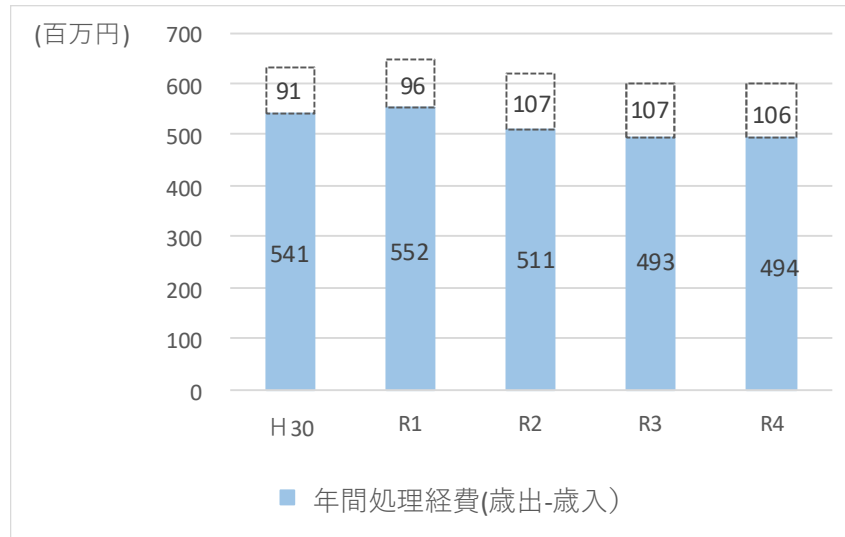


図 4-3 人口一人当たり年間における廃棄物処理費用(円/人)

(2) 廃棄物の再生利用にかかわる課題

ごみ処理における再生利用は、循環型社会の仕組みを構築する際の大きなポイントであるが、本町の資源回収率は北海道の平成29年度平均値にも届いておらず、令和6年度目標値である30%を大きく下回って約15.7%であることから、更なる資源回収への取り組みが課題となっている。

資源回収は、根室北部廃棄物処理広域連合が運営するリサイクルセンターくるとで行われているが、空き缶を除く金属類の資源回収は行われておらず、重量ベースでの資源回収率が低くなっていることも考えられる。一方、資源回収における費用は、令和4年度において1tあたり約26,000円となっており、平成30年以降、概ね増加傾向にある。

また、資源回収は、各町内会等に設置している資源一時保管庫による集団回収を行っており、資源回収で得た収益は各町内会の収入となっている。人口減少等による町内会加入率の低下が見られる中、全ての町内会で取組みを推進しており、町としても、資源一時保管庫の維持管理等に関して「ごみ減量リサイクル促進事業活動補助金」を支出している。

ごみの資源化に関わる活動が、コミュニティ活動の活性化に資するという面もあることから、住民参加をさらに促した循環型社会形成への活動方策の検討が求められている。

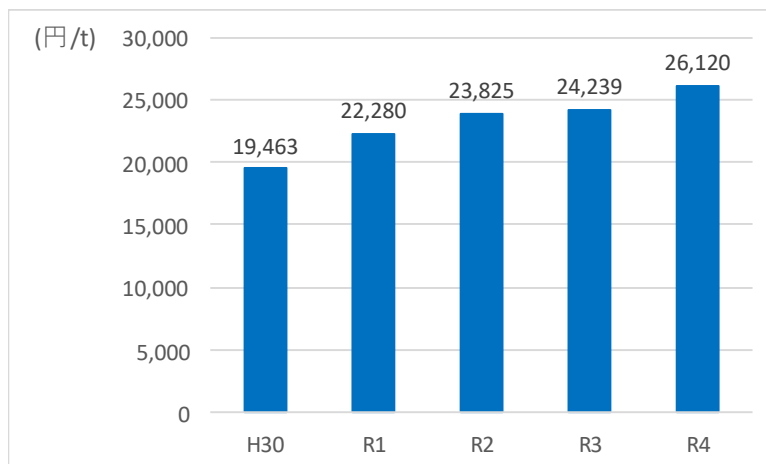


図 4-4 資源回収に要する費用(円/t)



種 目	細 目	H30	R1	R2	R3	R4
缶類	ア ル ミ 缶	66.1	75.6	73.2	73.6	66.1
	ス チ ー ル 缶	34.5	40.5	39.5	36.9	30.9
	合 計	100.6	116.1	112.7	110.5	97.0
びん類	無 色	71.2	68.5	66.0	63.4	73.3
	茶 色	84.9	100.3	94.1	94.0	94.7
	そ の 他 色	38.9	57.2	50.1	49.0	35.2
	生 き び ん	15.5	14.3	4.1	4.1	3.5
	合 計	210.5	240.3	214.3	210.5	206.7
ペットボトル	ペ ッ ト ボ ト ル	123.7	175.4	184.3	186.5	192.5
プラスチック製 容器包装	白色トレ－・発泡スチロー	3.8	4.2	4.8	3.9	2.7
	そ の 他	66.0	126.8	115.1	107.1	102.9
	合 計	69.8	131.0	119.9	111.0	105.6
紙製容器包装	段 ボ ー ル	213.2	210.0	227.5	236.4	231.2
	紙 バ ッ ク	6.2	6.6	5.0	4.3	4.6
	そ の 他	43.4	40.7	40.4	36.5	39.4
	合 計	262.8	257.3	272.9	277.2	275.2
古紙類	新 聞	164.9	161.8	152.8	159.5	152.5
	雑 誌	175.7	154.7	161.4	151.0	143.6
	合 計	340.6	316.5	314.2	310.5	296.1
資 源 化 総 量 (t)		1,108.0	1,236.6	1,218.3	1,206.2	1,173.1
資源ごみ総量(表3-5より)		1,571.0	1,497.0	1,545.0	1,561.0	1,521.0
ごみ総量(表3-5より)		8,555.0	8,223.0	8,325.0	8,389.0	8,143.0
資源ごみ収集量に対する資源化率		70.5%	82.6%	78.9%	77.3%	77.1%
ごみ総量に対する資源回収率		13.0%	15.0%	14.6%	14.4%	14.4%
資 源 ご み 回 収 率		18.4%	18.2%	18.6%	18.6%	18.7%

表 4-1 中標津町 ごみ資源化 概要

(3) ごみ処理における中間処理にかかわる課題

現在、中間処理としての破碎処理は、粗大ごみ処理施設において行っており、施設の運営経費の節減を目的に、破碎処理機の稼働中は常に使用している電力を監視し、消費電力をコントロールできるデマンド運転を行っている。ごみ総量の増加に伴い最終処分量の減量を図る中間処理に要する費用は増加の一途をたどっていたが、令和2年は前年度分の1割近く低くなっている。

これは、令和元年10月に実施されたごみ料金の改定により、ごみ減量化に対する住民意識の醸成が進み、具体的な行動が結果として現れたものと考えられる。

一方、施設整備から20年以上経過していることから、計画的な補修および更新を進めることが喫緊の課題となっており、自家発電設備など、災害時の電源確保などの問題が挙げられる。

可燃ごみは、中継施設にてコンテナに積み替えられ、別海町にある根室北部廃棄物処理広域連合が運営する焼却施設で処理されている。焼却施設における課題として、二酸化炭素排出量の低減とごみ処理に係る経費圧縮の問題が挙げられるが、解決には可燃ごみの量を低減する必要がある、そのためには可燃ごみに含まれる水分量の抑制等が課題となっている。なお、焼却施設の更新について検討が進んでいることから、その結果によっては、用地確保や建設費等の新たな課題への対応も考えられる。

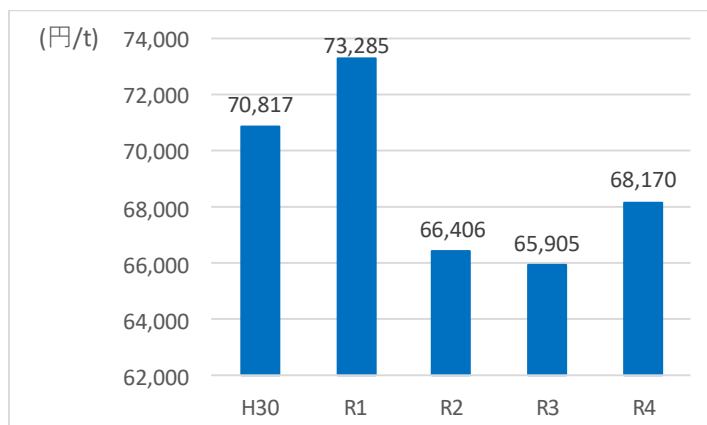


図 4-5 最終処分量を減量に要する費用(円/人・年)



(4) 最終処分にかかわる課題

最終処分場では、残余処分量および年数について毎年 1 回の定期調査を行っている。調査結果を表 4-2 に示す。

	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
全体量(m ³)	54,974.4	54,974.4	54,974.4	54,974.4	54,974.4
最終覆土量(m ³)	2,951.1	3,023.9	3,092.0	3,018.7	2,955.6
廃棄物堆積量(m ³)	32,953.3	31,878.6	33,288.7	33,081.5	34,406.8
残余容量(m ³)	19,070.0	20,071.9	18,593.7	18,874.2	17,612.0
残余年数(年)	10	11	13	13	11

表 4-2 最終処分場 残余容量(m³)および残余年数

表 4-2 から、最終処分場の残余年数は、整備当初計画 (H14～H29) の 15 年をすでに超えている状況でありながら、相応の残余量を確保していると考えられる。このことから、平成 29 年度には埋立予定期間を当初計画の 15 年間 (H14～H29) から 35 年間 (H14～R19) へ変更した。

しかしながら、施設の老朽化は著しく、更新計画についての検討が急務とされているが、更新にあたっては住民との合意形成や用地確保の問題、昨今の社会情勢による建設費高騰などの課題が挙げられることから、現在行われているごみ減量リサイクル促進事業を積極的に進め、ごみの減量化に努めるとともに、更新計画についても検討が必要である。



5. 基本方針の設定

(1) 中標津町における関連施策

本町では、ごみ処理基本計画の上位計画である第 2 期中標津町環境基本計画を令和 3 年度に策定しており、この中で循環型社会の形成に関わり、以下のような基本方針を掲げている。

ごみとリサイクルにかかわる方針	中標津町のごみの処理量は、平成 15 年 7 月のごみの分別収集の細分化によって減少していますが、平成 28 年から横ばいの状況が続いているため、今後も更なる減量化に取り組めます。 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化も大きな問題であり、そのリサイクルも含め事業者の適正な処理を図ります。 ごみを資源として捉え、3R《リデュース（減らす）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）》を実践することにより、循環型社会の実現に努めます。
施 策	(1) ごみの減量化の促進。 ① 計画的な購入や大切に使う意識を醸成し、ごみの排出量の減量化に努めます。 ② 過剰包装を抑制し、簡易包装を促進します。 ③ 資源ごみ収集と分別の徹底によりごみ処理量の減量化を促進します。 ④ 食品ロス削減に向けて啓発を行い、生ごみの減量化を促進します。 (2) ごみの分別収集の促進。 ① 「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」など各種リサイクル法に基づく分別を啓発します。 ② 情勢の変化により分別の細分化や処理方法の変化などが生じた場合は、随時対応します。 (3) ごみのリサイクルの促進。 ① 町内会における資源集団回収への理解を深めるよう広報し資源回収を促進します。 ② 役場や公共施設において再生品の使用を進めます。 ③ インターネット上でのフリーマーケットなど不要品を交換できる活動を推進します。 ④ 3R について広く周知し、ごみの排出削減に努めます。 (4) 廃棄物の適正処理を促進する。 ① 国や北海道と連携して産業廃棄物の適正な処理と再利用を促進します。 ② 監視カメラの設置など、ポイ捨て等の不法投棄に対する指導と意識啓発を行います。

表 5-1 中標津町 ごみとリサイクルに関わる方針ならびに施策(中標津町環境基本計画より)

この基本方針および施策に基づき資源ごみの一時保管庫を整備し、町内会を活動単位とした資源ごみの集団回収と再生利用を促進している。



町内会名	資源一時保管庫設置場所
旭第一町内会	東4条南4丁目、東7条南7丁目
旭第2町内会	東8条南3丁目
東町内会	東16条南4丁目
泉中央町内会	西8条北6丁目
川西町内会	川西2丁目
清泉町内会	西5条南1丁目
栄町内会	大通北3丁目
桜ヶ丘町内会	東3条南9丁目
白樺町内会	東13条南7丁目
標ヶ丘町内会	西8条南3丁目
末広町内会	西3条北6丁目
第一宮下町内会	大通南2丁目
第2宮下町内会	西4条南2丁目
中央町内会	東2条北2丁目
西泉町内会	西8条北6丁目
西町町内会	西町3丁目
東泉町内会	西7条北6丁目
東中町内会	東14条北4丁目
日の出町内会	東7条北1丁目
まこと町内会	東29条北7丁目
緑町町内会	緑町北2丁目
南泉町内会	西8条北6丁目
南町町内会	西8条南8丁目
睦町内会	東23条北1丁目
明生町内会	東36条南1丁目
俵橋連合会	字俵橋12線
計根別連合町内会	計根別南1条西2丁目

表 5-2 中標津町 資源一時保管庫 設置場所 一覧





（２）北海道廃棄物処理計画における目標設定

北海道廃棄物処理計画においては、以下の表に示す目標値を設定し、「北海道らしい循環型社会の形成」に向けた施策を展開している。

主な視点としては、「バイオマスの利活用」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を挙げ、「経済的側面や社会的側面にも視野を広げた循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組」と「地域循環圏」の考え方を踏まえるものとし、3Rのうち優先すべき取組みであるリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）の優先、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組を推進している。

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
一般廃棄物※ ¹ の排出量	1,873 千 t	1,700 千 t(約 10%削減) 以下とする
1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量	961g/人・日	900g/人・日 以下とする
1 人 1 日 当 た り の 家 庭 か ら 排出するごみの量	598g/人・日 (453/人・日) ※ ²	550g/人・日 以下とする
産業廃棄物の排出量	38,741 千 t	37,500 千 t 以下とする
〃（動物のふん尿除く）	19,234 千 t	18,000 千 t 以下とする

※¹ ここでは「し尿」を除いています。

※² 括弧内の数値は、国に合わせて資源ごみを除いて算出した値です。

（参考）令和7年度の目標値：440g/人・日以下

表 5-3 北海道廃棄物処理計画における排出抑制に関わる数値目標

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
一般廃棄物のリサイクル率 [＝総資源化量/（直接資源化量 ＋中間処理量＋直接最終処分量 ＋集団回収量）×100]	24.3%	30% 以上とする
産業廃棄物の再生利用率 [＝産業廃棄物の再生利用量/ 産業廃棄物の排出量×100]	55.5%	57% 以上とする
〃（動物のふん尿除く）	36.3%	38.5% 以上とする

表 5-4 北海道廃棄物処理計画における循環利用に関わる数値目標

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
一般廃棄物の最終処分量	316 千 t	250 千 t(約 20%削減) 以下とする
産業廃棄物の最終処分量	679 千 t	570 千 t

表 5-5 北海道廃棄物処理計画における最終処分の適正化に関わる数値目標

（３）中標津町ごみ処理基本計画における基本方針

本町は、平成 19 年度に近隣町村との連携により、ごみ処理の広域連合化を実現し、単体自治体としてのみならず、広く地域に求められる自然環境の保全や持続可能な生活環境の維持に努めてきた。

これまでの計画および施策の展開を踏まえて、地域の交通拠点としての空港を保持するまちとして、交流人口に対しても地域経営の理念を発信し、次の基本方針を本計画において掲げるものとする。



基本方針1. ごみの発生と排出を抑えた豊かな地域の実現

ごみの元となる資源や製品は、他地域で製造され地域に持ち込まれることが多く、その場合、製品購入とごみ処理の双方に地域でコストを支払うことになる。

このような視点に立って、地域のごみ処理コストを抑え、日常のごみ処理に向けられる地域住民の労力が地域活動や経済に向けられるよう、ごみ発生を抑制する購買意識に結び付くような抑制活動に公共として取り組む。

基本方針2. 資源の再生利用を通じた豊かなコミュニティのある地域の実現

少子高齢化や世帯の縮小で、防犯や災害時の避難、細やかな互助がある地域生活など、公共だけでは賄いきれない住民生活の質を確保することが困難となっている。

コミュニティとして取り組む資源回収は、伝統的な「もったいない」の精神を教育的に継承する場として、衰退傾向にある地域コミュニティに活性化をもたらす、多世代交流の貴重な機会となる可能性がある。

こうした資源の再利用活動の派生的な機能に着目して、「混ぜればごみ、分ければ資源」の精神を、日常生活におけるごみ分別の習慣として、若年層に定着する活動に取り組む。

基本方針3. 多様な参画によるごみ処理を通じた豊かな連携のある地域の実現

企業活動において、廃棄物等の処理コストは経営における負のコストと捉えられている点が、適正な処理を阻む要因となっている。

地域における循環型社会の形成に対する阻害要因である不法投棄を防ぐためには、企業活動における適正な廃棄物処理の意義を広く共有することが必要であり、発生および排出の抑制につながる。

行政・住民・企業が連携し、ごみ発生と排出の抑制や適性処理の実行を促す連携の構築に取り組む。



6. ごみの排出量及び処理量

本町のごみ排出量ならびに処理量の推計は、令和4年度実績を基にして各原単位を算出した上で、令和5年度以降の推計値を算出する。

以下に、各項目における推計手法および推計値について記載する。

(1) 行政区域内人口の推計

ごみの発生量を推計するために将来人口の設定が必要であるが、第7期中標津町総合計画において令和12年度目標人口としている22,000人を基に、令和5年度(9月30日現在)から目標までの人口減少率が以降も維持されるものとして、人口設定を行う。

R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
22,524	22,449	22,374	22,299	22,224	22,149	22,074	22,000	21,925	21,850	21,775

※中標津町第7期総合計画の令和12年度目標人口を基に令和5～12年までの人口減少率を維持するものとして算出

表 6-1 中標津町 ごみ処理基本計画における想定人口

(2) ごみ排出量の推計

本町では、家庭系ごみ・事業系ごみとしての集計は行っていないことから、まず令和4年度時点でのごみ総排出量をもとに住民一人一日当たりのごみ排出量を算出し、これを原単位とする。

ごみ処理実態調査(令和3年度版)から、全国ベースの生活系ごみと事業系ごみの構成比、71:29を用いて、家庭系ごみの原単位を算出する。

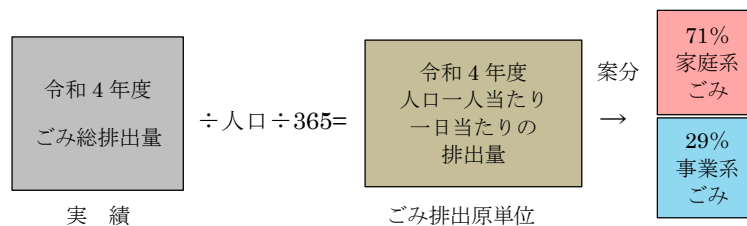


図 6-1 中標津町 ごみ推計における原単位の算出方法(環境省ごみ処理実態調査(R3)を参考)

その結果、令和4年度家庭ごみの排出量の原単位は、695(g/日・人)となり、前計画における令和5年目標値600(g/日・人)に比較して上回っていることがわかる。これは平成24年度689(g/日・人)に比較して1%増となっている。

年度			R4 設定	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
原 単 位 (g)	可燃ごみ	収集	587	587	587	587	587	587	587	587	587	587	587	587
		直搬	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113
		合計	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	不燃ごみ	収集	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
		直搬	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
		合計	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
	粗大ごみ	収集	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		直搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	資源ごみ	収集	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
		直搬	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		合計	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183
	危険ごみ	収集	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		直搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ごみ総量		979	979	979	979	979	979	979	979	979	979	979	979
	家庭ごみ推計量		695	695	695	695	695	695	695	695	695	695	695	695
	事業系ごみ推計量		284	284	284	284	284	284	284	284	284	284	284	284

表 6-2 中標津町 家庭系・事業系ごみ 原単位 設定値(単位:グラム)



ごみ排出量の推計においては、一旦、この原単位（住民一人一日当たり）に各年の想定人口を掛けて、新たな施策を講じなかった場合における家庭系ごみ排出量の算出とする。

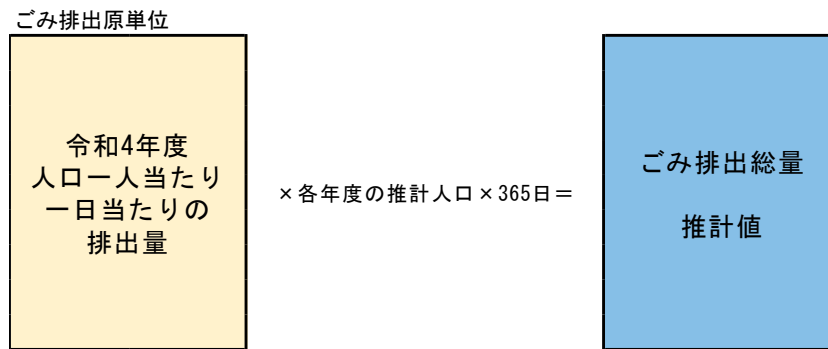


図 6-2 中標津町 各年度のごみ総量推計値の算出方法

年度		R4 設定	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
人口（人）		22,783	22,524	22,449	22,374	22,299	22,224	22,149	22,074	22,000	21,925	21,850	21,775
可燃ごみ（t）	収集	4,881	4,826	4,810	4,794	4,778	4,762	4,746	4,729	4,714	4,698	4,681	4,665
	直搬	939	929	926	923	920	917	914	910	907	904	901	898
	合計	5,820	5,755	5,736	5,717	5,697	5,678	5,659	5,640	5,621	5,602	5,583	5,564
不燃ごみ（t）	収集	236	230	229	229	228	227	226	226	225	224	223	223
	直搬	457	452	451	449	448	446	445	443	442	440	439	437
	合計	693	682	683	681	678	676	674	671	669	667	665	662
粗大ごみ（t）	収集	101	99	98	98	98	97	97	97	96	96	96	95
	直搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	101	99	98	98	98	97	97	97	96	96	96	95
資源ごみ（t）	収集	1,456	1,439	1,434	1,429	1,424	1,420	1,415	1,410	1,405	1,400	1,396	1,391
	直搬	65	66	66	65	65	65	65	64	64	64	64	64
	合計	1,521	1,504	1,499	1,494	1,489	1,484	1,479	1,474	1,469	1,464	1,459	1,454
危険ごみ（t）		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
ごみ総量（t）		8,143	8,049	8,025	7,998	7,971	7,944	7,917	7,891	7,864	7,837	7,810	7,784
家庭ごみ推計量（t）		5,782	5,715	5,697	5,678	5,659	5,640	5,621	5,602	5,583	5,564	5,545	5,526
家庭ごみ（原単位）（g）		695	695	695	695	695	695	695	695	695	695	695	695
事業系ごみ推計量（t）		2,361	2,334	2,328	2,320	2,312	2,304	2,296	2,289	2,281	2,273	2,265	2,258
R4年度対比の人口		—	98.9%	98.5%	98.2%	97.9%	97.5%	97.2%	96.9%	96.6%	96.2%	95.9%	95.6%
減少幅		—	1.1%	1.5%	1.8%	2.1%	2.5%	2.8%	3.1%	3.4%	3.8%	4.1%	4.4%

表 6-3 中標津町 家庭系および事業系ごみ 推計値 新たな施策を講じなかった場合(単位:トン)

令和4年度の実績値をもとに、令和6年度から10年間の計画期間を経た令和15年度には、ごみ総量は年間約7,800トンとなる。また家庭系ごみ排出量は約5,500トンとなる。



7. ごみ処理基本計画

ごみ処理に関わる原単位は、令和 4 年度におけるごみ総排出量に対する各処理施設の処理量の割合を算出し、ごみ総排出量の推計値にそれぞれの割合を掛けて求めた。

本町のごみ排出量は、令和 4 年度実績において、家庭ごみの排出量は 695 g であり、R6 の北海道（廃棄物処理計画）の目標値 550g に対してに比較して 195 g も多くなっている。

以上から、本計画では、令和 15 年度までに家庭ごみの原単位を北海道が掲げる令和 6 年度の目標 550 g にまで減量することを前提に、令和 5 年度以降の目標値を算出し、その結果を表 7-1 に示す。

項目	搬入種別	R4 設定	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R4との差
人口（人）		22,783	22,524	22,449	22,374	22,299	22,224	22,149	22,074	22,000	21,925	21,850	21,775	△ 1,008
削減後	可燃ごみ（t）	収集	4,881	4,758	4,639	4,522	4,408	4,298	4,190	4,084	3,982	3,882	3,784	△ 1,192
		直搬	939	915	892	870	848	827	806	786	766	747	728	△ 229
		合計	5,820	5,674	5,531	5,392	5,257	5,124	4,996	4,870	4,748	4,628	4,512	△ 1,421
	不燃ごみ（t）	収集	236	230	224	219	213	208	203	197	193	188	183	△ 58
		直搬	457	446	434	423	413	402	392	382	373	363	354	△ 112
		合計	693	676	659	642	626	610	595	580	565	551	537	△ 169
	粗大ごみ（t）	収集	101	98	96	94	91	89	87	85	82	80	78	△ 25
		直搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	101	98	96	94	91	89	87	85	82	80	78	△ 25
	資源ごみ（t）	収集	1,456	1,419	1,384	1,349	1,315	1,282	1,250	1,218	1,188	1,158	1,129	△ 356
		直搬	65	63	62	60	59	57	56	54	53	52	50	△ 16
		合計	1,521	1,483	1,445	1,409	1,374	1,339	1,306	1,273	1,241	1,210	1,179	△ 371
	危険ごみ（t）		8	8	8	7	7	7	7	7	7	6	6	△ 2
	ごみ総量（t）		8,143	7,938	7,739	7,544	7,355	7,170	6,990	6,814	6,643	6,476	6,313	△ 1,989
	家庭ごみ（t）		5,782	5,636	5,495	5,356	5,222	5,091	4,963	4,838	4,716	4,598	4,482	△ 1,412
	家庭ごみ 原単位（g）		695	686	671	656	642	628	614	600	587	575	562	△ 145
	事業系ごみ（t）		2,361	2,302	2,244	2,188	2,133	2,079	2,027	1,976	1,926	1,878	1,831	△ 577
	焼却施設処理量（t）		6,465	6,302	6,144	5,990	5,839	5,692	5,549	5,410	5,274	5,141	5,012	△ 1,579
	焼却残さ（t）		346	337	329	321	313	305	297	290	282	275	268	△ 85
	破砕施設処理量（t）		752	733	715	697	679	662	645	629	613	598	583	△ 184
	不燃残さ（t）		59	58	56	55	53	52	51	49	48	47	46	△ 14
	リサイクルセンター（t）	合計	1,521	1,483	1,445	1,409	1,374	1,339	1,306	1,273	1,241	1,210	1,179	△ 371
		可燃残さ（t）	80	78	76	74	72	70	69	67	65	64	62	△ 20
		不燃残さ（t）	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	△ 5
	資源化（t）		1,282	1,325	1,370	1,416	1,464	1,513	1,564	1,617	1,671	1,728	1,786	564
	埋め立て処分（t）		822	801	781	762	742	724	706	688	671	654	637	△ 201
資源化率（%）		15.7%	16.7%	17.7%	18.8%	19.9%	21.1%	22.4%	23.7%	25.2%	26.7%	28.3%	30.0%	
最終処分率（%）		10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	

表 7-1 ごみ排出量および処理施設における処理量(原単位)の目標値

※焼却施設処理量(推計値)＝R4 焼却施設処理量÷R4 ごみ総排出量×(各年)ごみ総排出量

※焼却残さ(推計値)＝R4 焼却残さ÷R4 焼却処理量×(各年)焼却施設処理量推計値

※破砕施設処理量(推計値)＝R4 破砕処理量÷(R4 ごみ総排出量－可燃ごみ－危険ごみ)

×(各年ごみ総排出量推計値－可燃ごみ－危険ごみ)

※破砕施設不燃残さ(推計値)＝R4 破砕施設不燃残さ÷R4 焼却施設処理量×(各年)焼却施設処理量推計値

※リサイクルセンター処理量(推計値)＝R4 リサイクルセンター処理量÷(R4 資源ごみ排出量＋R4 粗大ごみ)

×各年(資源ごみ＋粗大ごみ排出量推計値)

※リサイクルセンター可燃残さ(推計値)＝R4 リサイクルセンター不燃残さ÷R4 リサイクルセンター処理量×(各年)リサイクルセンター処理量推計値

※埋め立て処分(予測)＝R4 埋め立て処分量÷R4 ごみ総排出量×(各年)ごみ総排出量推計値

(1) 排出抑制・資源化計画

①排出抑制

本町における家庭ごみの原単位（一日一人あたり）においては北海道の計画を大きく上回っており、本計画においては令和 15 年度までに 550g まで家庭ごみ排出原単位（一日一人あたり）を削減する数値目標とする。

また、プラスチック製品等の新たな分別が必要な状況にあるが、ごみ処理体制への影響も大きいいため慎重に検討が必要となる。令和 15 年度の資源化率は、北海道の令和 6 年度目標値の 30%を目標とする。



年度			R4 設定	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
人口（人）			22,783	22,524	22,449	22,374	22,299	22,224	22,149	22,074	22,000	21,925	21,850	21,775
原単位（g）	可燃ごみ	収集	587	579	566	554	542	530	518	507	496	485	474	464
		直搬	113	111	109	107	104	102	100	98	95	93	91	89
		合計	700	690	675	661	646	632	618	605	591	578	565	553
	不燃ごみ	収集	28	28	27	27	26	26	25	25	24	23	23	22
		直搬	55	54	53	52	51	50	49	47	46	45	44	43
		合計	83	82	80	79	77	76	74	72	70	68	67	65
	粗大ごみ	収集	12	12	12	11	11	11	11	10	10	10	10	10
		直搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	12	12	12	11	11	11	11	10	10	10	10	10
	資源ごみ	収集	175	173	169	165	162	158	155	151	148	145	142	138
		直搬	8	8	8	7	7	7	7	7	7	6	6	6
		合計	183	181	177	172	169	165	162	158	155	151	148	144
	危険ごみ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ごみ総量		979	966	945	924	904	885	866	846	827	808	791	773
	家庭ごみ推計量		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ推計量		979	966	945	924	904	885	866	846	827	808	791	773	

表 7-2 中標津町 ごみ発生量 削減後 原単位(単位:グラム)

これにより、ごみ排出総量 6,154 t となり削減対策を講じなかった場合の排出量から約 20%の削減となる。

※減量対策を講じなかった場合の R15 年度 ごみ総排出量：7,784 t

なお、ごみの収集量の推計と根室北部廃棄物処理広域連合ごみ処理施設整備計画における収集可燃ごみ排出原単位設定値を比較したものが下表であり、施設の許容量を下回る目標値となっている。

	収集可燃ごみ 原単位 (g/人・日)	収集不燃ごみ 原単位 (g/人・日)	収集資源ごみ 原単位 (g/人・日)	収集粗大ごみ 原単位 (g/人・日)
根室北部廃棄物処理広域連合 ごみ処理施設整備計画における 収集可燃ごみ等排出原単位設定値	619	116	—	20
ごみ削減目標に伴う 本計画における令和 15 年度目標値	464	22	138	10

表 7-3 中標津町 ごみ収集量 削減後 目標値(単位:トン)

②資源化

本町におけるごみ処理の課題として最も取り組みが求められる点が資源化である。

本計画においては中標津町が実現可能な取り組みによって資源ごみ回収率を 30%まで高めることを目標とする。

(2) 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬計画は、人口減少と一人一日当たりのごみ排出量から算出されるごみ排出量から、下表に示すように収集量は減少傾向となることが予想される。

令和 15 年度で収集ごみの推計値としては、約 6,100 t となり、10 年間で 2,000 t の減量となる。このことから収集・運搬は、当分、現状の体制で行いながらごみ排出量の推移も踏まえつつ、新たな運行体制について検討を行うものとする。

搬入種別	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収集のみ	6,682	6,513	6,351	6,191	6,034	5,884	5,737	5,591	5,452	5,314	5,180	5,049
直接搬入のみ	1,461	1,424	1,388	1,353	1,320	1,286	1,254	1,222	1,192	1,162	1,132	1,104
合計	8,143	7,937	7,739	7,544	7,354	7,170	6,991	6,813	6,644	6,476	6,312	6,153

表 7-4 令和 5 年度以降ごみ収集および直接搬入の推計値(令和 4 年度 原単位をもとに人口推移から算出 単位:トン)



(3) 中間処理計画

中間処理としての焼却施設における処理量については、下表に示すように、ごみ排出量の推計の減少に伴い減少傾向となり 10 年間で約 1,500 t、約 24%の減量とし、同様に焼却施設における残さも約 26%の減量とする。

中間処理施設は平成 16 年度より中標津町、標津町、羅臼町の 3 町で共同のリサイクルセンターくるつが、平成 19 年度より中標津町、別海町、標津町、羅臼町で構成する根室北部廃棄物処理広域連合が運営する焼却施設が供用されており、今後は各施設における更新時期を見通しながら、焼却処理および分別を行っていく。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
焼却施設処理量（予測）	6,465	6,302	6,144	5,990	5,839	5,692	5,549	5,410	5,274	5,141	5,012	4,886
焼却残さ（予測）	346	337	329	321	313	305	297	290	282	275	268	261

表 7-5 令和 5 年度以降 焼却施設処理量の推計値(令和 4 年度ごみ関連各原単位をもとに人口推移から算出 単位:トン)

また、最終処分前に行われる破碎施設における処理量および不燃残さの推計値を下表に示す。破碎処理量は、資源ごみの増加に伴い 10 年間で約 180 t、24%程度の減少とする。破碎処理量の減少に伴い、推移を見ながら施設の更新を図るものとする。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
破碎施設処理量（予測）	752	733	715	697	679	662	645	629	613	598	583	568
不燃残さ（予測）	59	58	56	55	53	52	51	49	48	47	46	45

表 7-6 令和 5 年度以降 破碎処理量の推計値(令和 4 年度ごみ関連各原単位をもとに人口推移から算出 単位:トン)

(4) 最終処分計画

最終処分としての埋め立て処分量の推計値を下表に示す。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
埋め立て処分	822	801	781	762	742	724	706	688	671	654	637	621

表 7-7 令和 5 年度以降 埋立処分量の推計値(令和 4 年度ごみ関連各原単位をもとに人口推移から算出 単位:トン)

1) 最終処分に関する目標

最終処分にあたっては、排出抑制や減量化及び減容化、3R の推進によって埋め立て処分量を軽減し、最終処分場の延命化を図る。

2) 最終処分の方法

最終処分は第一に生活環境や自然環境の保全のため、以下の要件を遵守して行う。

- ① 廃棄物や浸出水を外部流出、漏えい、飛散させないこと
- ② 埋め立て廃棄物が安定化し、浸出水の汚泥濃度が低減されること
- ③ 計画された廃棄物が量的に埋め立て可能であり、質的には法令等の基準に則った手法であること



3) 新たな最終処分場の建設時期および基本方針

先述の表 4-2 から、令和5年度末時点での最終処分場の残余年数は11年という結果が示されており、相応の残余量を確保していると考えられ、これは資源化の推進と破碎処理前の分別徹底を行い、埋立対象物の抑制に努めた結果といえる。

しかしながら、施設の老朽化は著しく、更新計画についての検討が急務とされているが、更新にあたっては住民との合意形成や用地確保の問題、昨今の社会情勢による建設費高騰などの課題が挙げられることから、現在行われているごみ減量リサイクル促進事業を積極的に進め、ごみの減量化に努めるとともに、更新計画については残余容量の詳細調査などを実施した上で、今後の推移を見ながら検討を進めることとする。

なお、計画は「廃棄物処理および清掃に関する法律」、「北海道公害防止条例」等法令の順守、「廃棄物最終処分場指針」の準拠、持続可能な地域運営に必要な環境保全への配慮をできる限り導入する。

(5) その他の計画（ごみ排出の抑制のための方策に関する事項）

ごみの排出を抑制し、循環的利用を促進するためには、町民、事業者、行政が適切な役割分担の下で取組みを推進することが必要不可欠である。

①行政の役割

ごみの排出抑制に関し、公式HPやSNS（LINE、X、Facebook）を有効活用し、適宜、情報提供を行うとともに、廃棄物減量推進員などにより適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を継続し、町民の自主的な取組みを支援・促進する。

また、災害が発生した際に災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要となる事項や、関係機関の役割をまとめた災害廃棄物処理計画の策定を進める。

②町民の役割

耐久性に優れた製品や再生品を選択し、できるだけ長期間の使用に努める。

また、簡易包装の製品購入、製品の再利用、食品ロスの低減、生ごみの水切り、資源ごみの分別、フリーマーケットやリサイクルショップ、フリマアプリなどを活用し、循環型のライフスタイルへの転換を図るよう努める。

③事業者の役割

法令順守を徹底し遂行するとともに、国や地方公共団体へ協力を行い、不法投棄等の撲滅を図るために、事業所における自己評価やチェック体制の整備、事業者団体等における情報共有を進める。

また、原材料の選択、製造工程の改良、発生した廃棄物の利用、包装資材の削減等により廃棄物の排出抑制に努める。

さらに、それぞれの立場や役割を果たしながら、ごみ減量化と適切な処理を通じて自然環境ならびに生活環境を適切に保ち、持続可能な地域づくりに向けた協働を進めることが求められている。

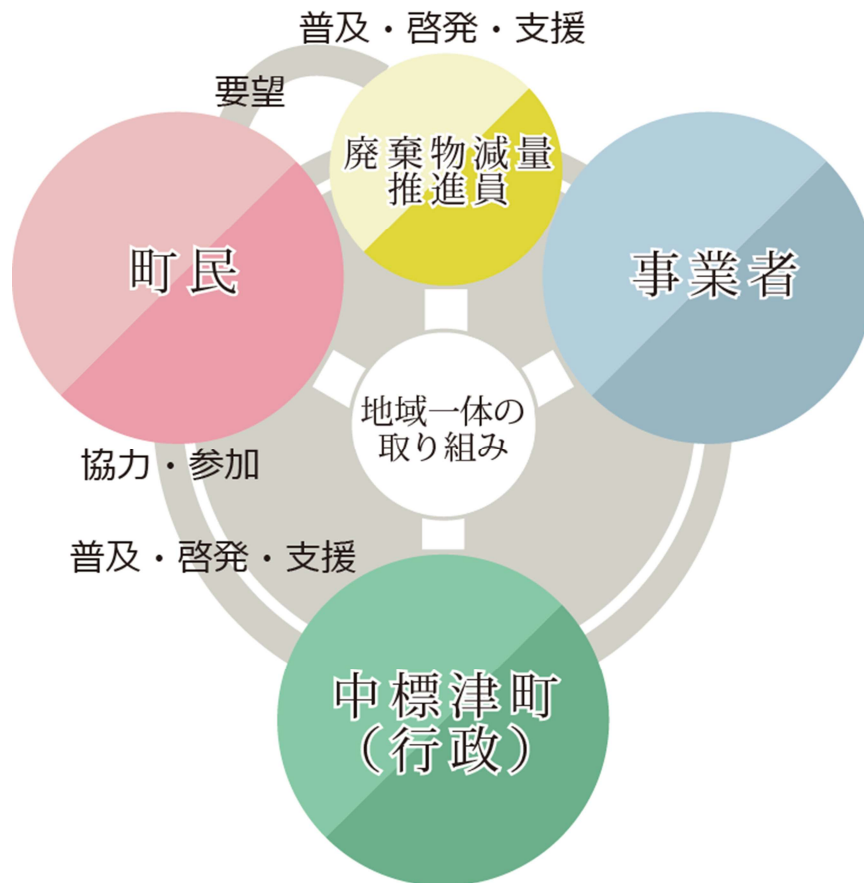


図 7-1 中標津町 ごみ減量化に向けた連携イメージ